



子ども・子育て支援新制度における
事業者向け説明会
(令和3年度変更点等)

[資料 I]

令和3年3月

こども青少年局保育・教育運営課

目 次

【資料 I】

1	施設運営に関する留意点	1
2	事故防止と事故対応	6
3	保育所保育指針・よこはま☆保育・教育宣言	48
4	自己評価・第三者評価【認定こども園・幼稚園は任意】	51
5	障害児保育教育対象児童等の認定について	59
6	新型コロナウイルスの感染者が園で確認された場合の対応について	68
7	災害への備え・対応	86
8	土曜日共同保育の変更点について 【保育所・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業のみ】	99

(9～23 は別冊の資料をご覧ください)

*本資料内の単価等は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。
あらかじめご了承ください。

1 施設運営に関する留意点

令和3年3月

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課

1

今年のテーマは…

「職員が働きやすい環境づくり」

2

職員の大量退職や 職場環境に関する相談が増加

- ・ 年度末に保育士が一斉退職
→ 保育の継続が困難、1年後に廃園
- ・ 園長や法人に対する保育士の不満
→ 労働組合へ相談、保育士のストライキ
年度途中で職員の大半が退職

保護者だけでなく、社会全体からの信用を失うことに。

3

働きづらい職場 = 職員が定着しない

- ・ 日々の保育について相談できる人がいない
- ・ 職員の声を運営に反映してもらえない
- ・ 先輩職員がこわくて何も言えない
- ・ 園長や法人からのパワハラがある
- ・ ワークライフバランスが上手く取れていない

職員の不満や不安が溜まっていく・・・

→ 職員の体調不良、大量退職につながる！

4

職員が定着しないことで生じる悪い影響



☀️ 保育が不安定な状態が続くと不適切保育につながる危険…

- 保育が不安定
 - ・ 保育方針・保育理念への理解に差が生じる
 - ・ キャリアが積み上がらない
- 子どもが不安
 - ・ 人、場所への不安
 - ・ 落ち着いて遊べない
- 保護者が不安
 - ・ 保育内容がわからない
 - ・ 説明がない

5

不適切保育とは

- ✖ 友だちをたたいた子どもに痛いことをわからせるためにたたく
- ✖ 子どもの動きを促すときに腕や手首をつかんで引っ張る
- ✖ 好き嫌いをなくしたいという思いから無理やり食べさせる
- ✖ 子どもに強い口調で「○○しなさい！」と言う
- ✖ 子どもは「出ない」と言っているのに長時間便器に座らせる
- ✖ 言うことを聞かない子どもをトイレに閉じ込める
- ✖ 特定の子どもだけを極端に声をかけたり関わったりする

キーワードは「子ども」の最善の利益・人権・人格

保育の主体は保育士ではなく「子ども」！！

6

「職員が働きやすい職場づくり」のために・・・

- Q. 日々の保育について話し合いをできていますか？
- Q. 風通しの良い職場ですか？
- Q. キャリアに関係なく発言ができる雰囲気ですか？
- Q. 新しく来た人が入りやすい雰囲気ですか？
- Q. 法人・施設長が職員の声に耳を傾けていますか？

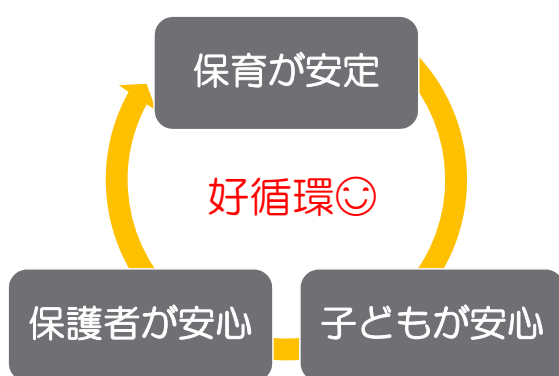
働く人の不安を取り除く！やりがいを持ってもらう！



法人・園長のマネジメントが重要！！

7

職員が定着することで生じる良い影響



 安定した保育の提供から
より質の高い保育の提供へ！

- 保育が安定
 - ・保育方針、保育理念を理解する
 - ・キャリアが積み上がる
- 子どもが安心
 - ・人、場所への安心
 - ・自発的な活動と遊び
- 保護者が安心
 - ・保育の理解
 - ・丁寧な説明

8

保育の内容・質が注目される時代

- 公費を使って事業を行う以上、保護者だけでなく、地域住民・市民への説明責任がある。
- コンプライアンス（社会的要請に応える）への対応が必要。
- インターネット等で誰もが情報発信できる。
 - ・SNSやLINE等で不確実な情報が拡散
 - ・マスコミへの情報提供

※重篤な事件・事故等が発生した場合は、速やかに区へ一報を！

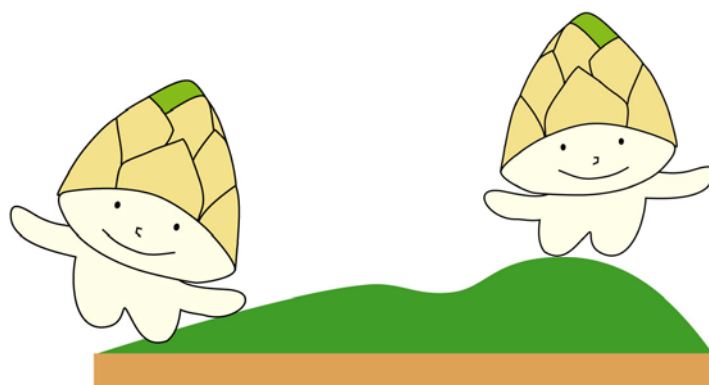
9

より一層の安全・安心な保育の実現、
信頼される施設運営に向けて
サポートをさせていただきたい

未来を担う子どもの健やかな育ちを
支えるためにともに取り組んでいきましょう

10

事故防止と 事故対応



この冊子は事件事例とともに、事故を未然に防ぎ安全確保の基本となる取組みのポイントをまとめたほか、事故が発生した際の対応について記載しました。

一つひとつの事例を参考に、改めて各施設で事故要因を考え、安全な環境や事故防止の取組を見直し、職員間で共有し事故防止に努めてください。

令和3年3月

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課

目次

1	事故防止と事故対応	P1
2	事故防止のための取組み	P1
3	事故発生時の対応について	P5
4	事故発生後の対応について	P5
5	巡回訪問事業について	P9
6	令和2年に発生した事故事例	P12
	コラム：指はさみ事故について	P17
	園の門について	P18
7	横浜市事故対応フロー図	P19
8	内閣府等のガイドライン	P21
	【参考】 関係通知	P23
	【参考】 事故報告書様式見本	P33

保 育 所 保 育 指 針 (第3章より抜粋)

- * 保育中の事故防止のために、子どもたちの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- * 事故防止の取組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- * 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険個所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の進入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

1 事故防止と事故対応(全国と横浜市内の事故発生状況について)

内閣府の発表によると、教育・保育施設において、平成31年(令和元年)の全国で発生し厚生労働省へ報告された事故は以下のとおりです。

負傷(意識不明・骨折他) …1292件
死亡事故 …… 6件
合計 ……1,298件

死亡事故6件のうち、4件は**睡眠中**に発生しています。また、そのうち2件は「うつぶせ」の状態で見られています。午睡中のプレスチェックについては確実に行いましょう。

令和元年の横浜市における保育施設における事故では、

- ・鉄棒等の固定遊具などから転落・衝突してのケガ
- ・鬼ごっこ中に他児と衝突したり、遊具に登ったり跨ごうとして転倒・転落したケガ
- ・散歩中の置き去りや、園庭等から園外へ出てしまい行方不明となったケース
- ・除菌剤の誤飲

などの事例が報告されました。

これらの事例は、例えば「もし子どもの動きを予測していたら」「職員間の連携が図れていたら」「保育室内の安全確認」など、保育における安全対策の基本が守られていたら、事故は防げていたかもしれません。

事故を防止するためには、保育者一人ひとりが危機管理意識を高め、全職員が共通の認識を持って連携していくことが必要です。

心身の発達著しい乳幼児期は、発達状況に大きな差があり、一人ひとりに応じた丁寧な関わりや配慮が集団生活における保育の中で求められています。発達段階や特徴を把握した上で、安全な保育環境をつくるのが大切です。また、主体的な活動を大切にしつつ、遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要があります。

児童の生命の保持及び安全の確保は、保育所等の責務です。

本冊子は重大事故に結びつきやすい項目や市内で発生した事故事例をまとめたほか、事故発生後の対応の仕方について記載したものです。各施設での事故防止取組みの一助としてご活用いただくほか、内閣府等のガイドライン(P.21に一部抜粋あり)も確認し、よりよい保育に結び付けてください。

2 事故防止のための取組み

(1) 事故防止・事故対応マニュアルの作成

ア マニュアルの作成

内閣府、文部科学省及び厚生労働省から通知のあった「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(抜粋版P.21参照)を参考に、園の実情に合わせた 事故防止・事故対応のマニュアルを作成 してください。事故発生時に迅速な対応が図られるよう、職員の役割を明確にするなど、体制を整備してください。

イ 職員への周知

園内で定期的に研修を行うなど、職員間で共有し、安全対策を徹底してください。

ウ マニュアルの見直し

園で発生した事故事例やヒヤリハットをもとに、定期的な見直しを行い全職員で共有します。
※マニュアルの作成にあたっては事故事例集(P.12)も参考としてご活用ください。

(2) 事故防止のための具体的な取組み

日常的に必要なこと

- ・職員配置については、必ず配置基準を守ります。
- ・子どもの行動を予測し、目を離さないようにします。
- ・児童の健康状態を観察、把握し、個々の状態に応じた保育をします。

ア 誤飲・誤嚥 食事

*年齢月齢に寄らず、普段食べているどんな食材も窒息につながる可能性があります。適切な食事の援助や観察をしっかりと行いましょう。

- ・子どもの食事に関する情報や当日の子どもの健康状態等、職員間で共有します。
- ・咀嚼や飲み込みなどの発達状況にあった食事内容にします。
- ・子どもたちが自発的に口に入れ、飲み込むようにします。
- ・水分補給は、食事前・食事中適宜行います。無理に飲み込ませないようにしましょう。
- ・眠くなっている子には、無理に食べさせず、個別に配慮します。

環境設定

*口に入れると咽頭部や気管が詰まり窒息の可能性がある大きさ、形状のものは室内に置かないようにしましょう。

- ・食材はもちろんのこと、施設内の安全点検の際には小さなサイズの遊具や備品についても誤飲・誤嚥の可能性がないか確認しましょう。特にマグネットの誤飲は、重篤な事故につながります。
- ・植物は実が成長する間、誤飲誤嚥の可能性のあるサイズになります。子どもが誤って口に入れることが無いよう、育てる植物を改めて検討するなど、環境を工夫しましょう。
*誤飲誤嚥の可能性のあるサイズ・形状：球形の場合は4.5cm以下のもの。
球形でないものは直径3.8cm以下のもの。
- ・飲み込んだものが薬品等の場合、吐かせて良い場合と吐かせてはいけない場合があります。内閣府のガイドライン等を確認し、適切な対処方法を把握しましょう。

<参考資料>

- ・異物誤飲が発生した場合の応急処置（内閣府のガイドライン）
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf
- ・気道異物除去の応急処置（政府広報オンライン）
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/2.html>

イ アレルギー誤食

*該当児名、アレルゲン、除去食事内容を、献立の作成時からチェックを行い、調理時、配膳時食事の提供、食事中に、複数で確認しましょう。

- ・生活管理指導表等の内容を確認し、職員で共有します。
- ・保護者と献立表による除去内容を確認します。
- ・加工食品、市販菓子等も原材料表示を確認します。
- ・除去食は専用トレイ、食器等で視覚的に区別できるようにします。
- ・調理担当者間、調理担当者と保育者間、保育者間でその都度、声を出し確認等をします。

・体制の変わる土曜日、延長保育時等の除去食について、施設内で共有します。

※参考：アレルギー対応マニュアル

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoiji/kyuusyoku/20140220104339.html>

ウ 睡眠中

***重大事故に結びつきやすい項目です。睡眠状況をしっかりと確認し記録しましょう。**

- ・子どもの寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（ブレスチェックなど）し、毎回記録します。（0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回）
- ・ブレスチェック表は、時刻や記録者、室温、湿度を記録します。
- ・仰向けに寝かせ、窒息予防のために寝具や周辺環境を毎日チェックします。

※ 睡眠中の安全対策の詳細及びチェック項目は、別添通知（P.23）「(2) 睡眠中の安全対策の徹底」を参照してください。

エ 水遊び、プール遊び

***子どもの大好きな活動ですが、危険も伴います。しっかりとポイントを押さえましょう。**

- ・子どもの状況を見守る専任の保育者（監視者）が必要です。常に子どもから目を離しません。
- ・余裕を持った時間配分にします。
- ・健康チェックをします。
- ・水の温度管理、衛生管理をします。
- ・職員間で役割分担し連携します。

オ 散歩などの園外保育

***日常的な活動ですが、目的地やコース、注意点など情報の共有をしましょう。**

- ・常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行います。
- ・移動中も全員を把握できるように、誘導方法について配慮します。
- ・保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕を持って配置します。
- ・公園などの固定遊具や周囲の安全確認、職員間の役割分担、遊び方を共有することも重要です。
- ・遠足などは、無理のない実施計画（時期・場所・下見）を立てて、職員間で共有します。

※園外活動中に、公道等を歩行している際、危ない、と感じる箇所を発見した場合は、所管の土木事務所または警察署へ相談しましょう。

土木事務所：公道における路面標示やガードレールの設置・修繕等の相談ができます。

警察署：信号機や横断歩道の設置・修繕等の相談ができます。

カ 与薬

***原則として与薬は行いません。**

- ・慢性疾患などやむをえない場合に限り、医師の意見書などをもとに、必要かつ最小限の与薬を行います。
- ・薬は1回分又は1日分のみ預かり、施錠できる場所に保管します。
- ・与薬の際は、複数の職員でダブルチェックを行い、重複与薬、人違い、与薬量の誤り、与薬忘れ等がないよう確認します。

キ ヒヤリハット

***ヒヤリハットとは重大な事故に至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の事例に「気づく」ことです。事故を未然に防ぐために、ヒヤリハットを活用しましょう。**

- ・保育現場では「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたりすることが発生します。子どもたちの行動は、大人の予想をはるかに超え、思いがけないことの連続です。大きな事故につながる可能性のある事例を記録し、原因の分析、予防策を職員間で共有します。
(→ヒヤリハットの詳細についてはP10を参照。)

ク 安全管理

***子どもは身近な環境に興味や好奇心を持って関わります。安全な環境を整えましょう。**

(ア) 園全体での情報共有・確認

- ・朝夕合同保育など、通常の保育と違う形態の時には注意すべき事を園全体で確認します。
- ・環境整備、保育者の立ち位置、役割分担、子ども一人ひとりの情報共有をします。
- ・要配慮児については、園全体で保育を行うという意識を持って支え合います。
- ・担当現場を離れるときには声をかけて、相手からの返事を待って行動します。また、不安な点は声に出して伝えるなど、声かけを習慣づけます。
- ・保育環境には危険なものを置かず、棚からの落下や家具、テーブル等の転倒防止を行います。
- ・日々、及び定期的に安全点検を実施し安全の確保を図ります。

(イ) 救急救命講習の定期的な受講

- ・緊急時は保育従事者が救急救命行為を行う必要があります。必ず定期的に受講しましょう。また、救命救急講習は園内研修でも定期的の実施しましょう。
- ・消火訓練や避難訓練についても、保育従事者だけでなく、子ども達も含めて、施設全体で取り組みましょう。

(ウ) 遊具等

- ・固定遊具で遊ぶときは、保育者が付き添います。
- ・それぞれの発達状態に応じた遊びや遊具・玩具を提供します。
- ・遊具、玩具について常に安全点検を行い、破損したものは直ちに修理又は処分します。

(エ) 物品の管理、整理整頓

- ・薬品や危険な物品（窒息の可能性のある玩具、小物等も含む）などは、子どもの手の届かないところで管理します。
- ・整理整頓を心がけ、不要なものがないか職員間で確認します。

(オ) 送迎バス等の安全対策

- ・停留する場所の選定：それぞれの停留するところの所管警察署へ、安全上の留意がないか確認しましょう。
- ・送迎中に非常時が発生した場合の対応についても、あらかじめ緊急時対応マニュアルに作成するなどし、運転手や乗務する職員と共有しましょう。

3 事故発生時の対応について

(1) 状況把握と受診の判断

必要に応じて応急処置を行うとともに、事故の状況（児童の状態、現場の状況など）を正確に把握してください。症状の見落としや判断ミスがないよう、児童の状態については、複数人で確認してください。受診が必要と判断した場合は、保護者の了解を取った上で、園が病院に連れていくことを基本としてください。

※ 特に、頭部の打撲等のけがについては、症状が目に見えない場合があり、受診が遅くなることで重症となる恐れがあります。首から上の打撲・けが等については、園が病院に連れていくことを基本としてください。

(2) 保護者への説明

事故の発生について連絡し、現在把握している事実を正確に伝えてください。保護者へ、適切に情報提供を行うことは、その後、信頼関係のある中で保育を継続するために重要なことです。保護者からの質問には、状況を踏まえ、確認できた内容の範囲内において説明する。不明な点や確認中の点については、その旨を伝えます。

※説明前に、伝える内容を整理し、事故の概要を的確に伝える。

※なお、電話で報告する場合も、連絡した内容は記録する。

※ **具体的、かつ、客観的**に説明するように心がける。

<事前にまとめておく主な点>

- ・いつ：
- ・どこで：
- ・だれが：
- ・どの程度のけがなのか：
- ・どのように・なぜ：
- ・現在どのような対応を行っているのか：
- ・保護者には何をしてほしいか
(受診等の承諾や、お迎え、病院での待ち合わせ等)：

(3) 事故状況の記録

どのように事故が発生し、どのように対応したのか、また、保護者へ伝えた内容について、随時、時系列に沿って記録をしておきましょう。

4 事故発生後の対応について

(1) こども家庭支援課への事故報告書の提出

「園内・園外での事故対応」(P.19～20)に基づき、速やかに、区のこども家庭支援課に「事故報告書(第1報)」を提出してください。

原則、第1報は、事故発生当日(遅くとも事故発生翌日までに)提出してください。

園内で 事故原因の分析と再発防止策の検討が終わり次第、「事故報告書(第2報)」を提出してください。第2報は、遅くとも事故発生から3週間以内に提出してください。なお、第1報提出時に事故原因の分析と再発防止策の検討が済んでいる場合は、第1報に含めてもかまいません。

【横浜市へ事故報告が必要なケース】

- ① 死亡事故
- ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
- ③ 置き去り・行方不明等のケース

- ④ 不審者の侵入、盗難が発生した等のケース
- ⑤ ①②に該当しないが、こども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故のケース

(2) 事故の振り返り

事故直後の記録に加え、どのように振り返り、改善策を講じたのかなど、事故発生時からの対応経過を、時系列に沿って詳細に記録してください。

事故発生日の状況を振り返り、事故原因の分析と再発防止策の検討を行ってください。今後の事故防止のためにも、振り返りの内容は、パート・アルバイトを含めた全職員に周知してください。必要に応じて、事故防止・事故対応マニュアルを見直してください。

なお、記録の様式は横浜市の事故報告書様式を利用しても構いません。

※振り返り、分析のポイント

下記のポイントについて振り返り、分析をし、園としても記録にきちんと残しましょう。

発生の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・何時に何が発生し、誰がどう対応したのか（保護者への連絡、医療機関への受診）など時系列でしっかり整理しましょう。
子どもに関するポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・常日頃の様子はどういう児童か、当日の体調や様子はどうだったか。 ・普段と違うことがなかったか、子どもがどのように考えたり感じたりして活動していたのか。
施設や設備に関するポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や地面の状態は常日頃から確認していたか、当日はどうだったか。 ・マットや指はさみ防止の機器などを設置することで、ハード的に防げたか。
保育従事者におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・配置数、立ち位置、役割分担はどうだったか。 ・従事者は救急対応や事故防止の研修をあらかじめ行っていたか、マニュアルなどはきちんと周知されていたか、マニュアル等のおりに実施していたか、対応ができていたか。 ・マニュアルの見直しが必要ではないか。 ・マニュアルを共有する場（園内研修など）は十分用意しているか。
保育内容に関するポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容は年次や児童自身にとって適合した内容だったか。 ・保育従事者はどのように子どもに声かけや接し方をしていたか（より良い声かけや、接し方がなかったか）。

【参考】

<事故報告書の取扱いについて>

本市は、注意喚起と再発防止の啓発等を目的に、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供（P.12 参照）する場合や、「①死亡事故」等特に重大な事故については、施設名等を含めて公表する場合があります。

「①死亡事故」と「②重傷事故」については、施設からの報告を受けた市は、県と国へ報告します。国においても再発防止等のため、施設名及び個人情報を削除した上で後日公表されます。

報告書は、市・区へ報告するたびに、第1報、第2報…更新しながらとそれぞれ保存してください。

（第2報を提出したからといって第1報を破棄等しないでください）

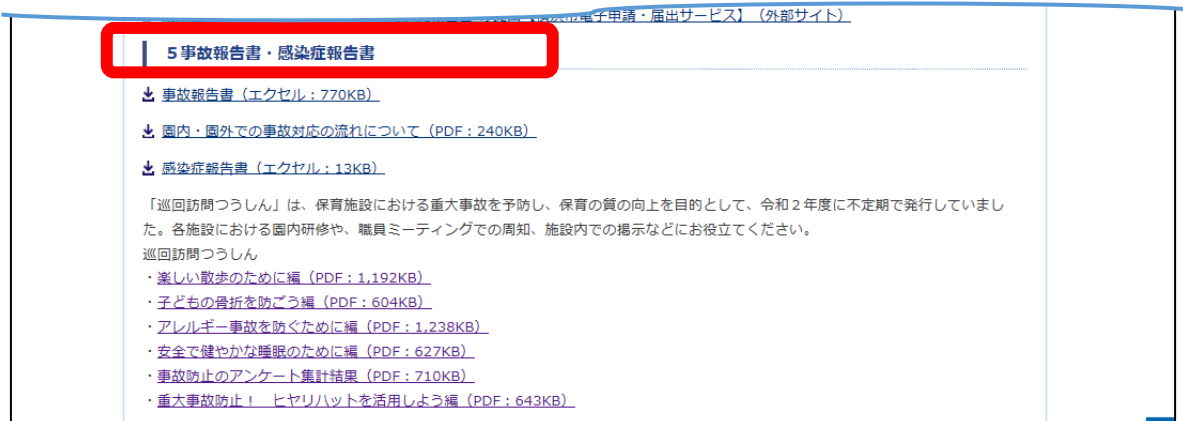
保護者への連絡は事故発生後、速やかに行います。その後も適宜情報提供を行ってください。また、「①死亡事故」と「②重傷事故」の場合は、市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に施設から保護者へ「様式2-1」をお渡し、改めて報告することと、国が個人情報等削除の上、後日公表することについての説明をしてください。

※ 事故報告様式のダウンロード URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>

保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式



5 巡回訪問事業について

(1) 巡回訪問とは

横浜市では平成30年4月より、保育・教育施設における重大事故を予防し、保育の質の向上を目的として、巡回訪問を開始しました。

各施設・事業所を訪問し、日常の活動状況をヒアリングなどしながら、**安全安心な教育・保育環境を整えるために**客観的な観点から助言や提案を行っています。

また、重大事故が発生しかねないハザードについて伝え、事故を未然に防ぐことに繋がるとの期待から、各施設で情報収集した事故防止の具体的取組や様々な工夫を情報提供しています。

市内すべての保育・教育施設、事業所を複数年かけて巡回訪問します。全市的な保育の質の向上、および市と施設の関係性づくりを推進する事業として、今後さらに積極的に取り組んでいきます。

(2) 安全安心な教育・保育環境を整えるために訪問員が伝えた主な内容

ア 食事の誤飲誤嚥を防ぐためのポイント

- (ア) 乳幼児ともに、食べている様子を必ず確認する
…急いで食べていないか、口に詰め込みすぎていないか等
- (イ) 個々のペースに合わせた援助をする
- (ウ) 食事の最後は口の中に食べ物が残っていないか確認する
- (エ) 気道異物除去の応急処置について園内研修等を行っておく

イ アレルギー誤食を防ぐためのポイント

- (ア) 除去食提供までのダブルチェックができるタイミングを複数設定する
- (イ) ヒューマンエラーを防ぐ為、アレルギー児対応の共通理解・情報共有を確実に実施する
- (ウ) 給食食材の成分が変わることがあるので成分表を毎回確認する
- (エ) 行事などの通常とは違う保育内容の時や、職員体制に変更がある場合でも、いつもと同じ手順で実施する
- (オ) 年齢に関わらず食べたことのない食材をチェックする（弁当を含む）

ウ 午睡時の事故を起こさないポイント

- (ア) 仰向けで寝る事を徹底する
- (イ) プレスチェックは目視だけでなく、体に触れて体調変化がない事を確認する
- (ウ) 体調、機嫌等に通常と違う様子があるときは特に注意し、職員間で情報共有する
- (エ) 入園当初は子どもにストレスがかかり事故のリスクが高いため、特に注意する

エ 水遊びの事故を防ぐためのポイント

- (ア) 監視役の目印をつけることで、本人や周囲の人への意識を高める
- (イ) 監視員は最初から最後まで監視役に徹する
- (ウ) 日頃から心肺蘇生法やAEDの使い方の研修、手順書の確認をする

オ 散歩での事故を防ぐためのポイント

- (ア) 行方不明、置き去り事故防止の為、人数点呼の重要性を再度確認する
- (イ) 人数確認は、複数人で点呼し、数を伝えあいながら、確実に行う
- (ウ) 散歩途中や散歩先の危険箇所をマップに入れ、安全なコースや散歩先を共有する
- (エ) 保育者の役割分担・連携が重要。個々の子どもの年齢、発達、性格、行動パターンなどを職員間で共有する
- (オ) 散歩先で災害、事故、不審者などを想定した訓練を行う

カ 災害対策のポイント

- (ア) 備蓄用品の確認をし、保管場所を全職員に周知する
- (イ) 避難時に誰からもアレルギー児と明確にわかる手立ての工夫をする

キ 施設内での物の整理や配置についてのポイント

- (ア) テーブルの立て掛けや椅子の積み重ねは危険
- (イ) ロッカー、高い棚は転倒防止を行う
- (ウ) 扉付き棚の開閉ストッパーを設置する
- (エ) サッシ窓、保育室や押し入れ扉、扉の蝶番等に指挟み防止を設置する
- (オ) ガラスには飛散防止対策を行う

ク ヒヤリハットの取り組みのポイント

- (ア) ヒヤリハットで気づいた危険箇所や場면을収集し、職員間で共有する
- (イ) 予想される事故について、改善策を講じる

ケ シミュレーションのポイント

- (ア) 重大事故につながりやすい場면을想定し実施する
- (イ) 職員間で事故を想定した役割分担を共有する
- (ウ) 定期的なマニュアルの見直しをする

(3) 「巡回訪問つうしん」の発行について

令和2年度は、「巡回訪問つうしん～子どもの命を守る～」を発行し、様々な事故防止情報を各施設にお伝えしました。ホームページにも掲載をしていますので、日々の保育の中でご活用ください。

※掲載先 URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>

保育所・保育施設>保育所に関する情報>要綱・様式>給付対象施設・事業 要綱・様式

(7ページで案内をしている、事故報告書のダウンロードページと同じページです)

市内の保育教育施設・事業所において、マニュアルの作成、ヒヤリハットの活用等真摯な取組によって事故防止がなされているにも関わらず、依然として事故は発生しています。こどもの最善の利益を守り、健やかな心身の成長発達を保障すべき保育教育施設としてさらなる事故防止の積極的取組を期待すると共に、その一助となるべく巡回訪問事業の推進を尚一層図っていきます。

(4) 保育中のヒヤリハットについて

ヒヤリハットとは…重大な事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例に「気づく」ことです。施設で発生したヒヤリハットを振り返り、分析することで、重大な事故を未然に防ぐことができます。しかし、意識しないと、そういった事例に気づかず、事故が起きてしまうこともあります。日ごろの保育の中で発生しやすいヒヤリハットと事故について、事例をご紹介します。各施設での振り返りや、分析にお役立てください。

事例1…アレルギー誤食

これはヒヤリハット! アレルギー児童用の給食を、盛り付けや配膳するときに間違えそうになる・あるいは間違えて盛り付けてしまったが、児童へ提供する前に職員が気づいて未然に防いだ。

これは事故! 卵アレルギーのある児童が卵の入った給食を食べてしまったがアレルギー症状はでなかった。

→今回は症状がでていなくても、食べてしまったことは事故です！ヒヤリハット・事件事例のどちらにおいても、どうして間違えそうになったのか、調理から子どもに配膳するまでの手順を再度確認しましょう。横浜市 HP に掲載されているマニュアルなどを参照しながら園内で再発防止を徹底しましょう。

横浜市 HP の URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/kyuusyoku/20140220104339.html>

事例2…出合いがしらの衝突

これはヒヤリハット! ホールに向かう廊下の曲がり角で、3歳児と4歳児が合流するときがあり、子ども同士がぶつかりそうだなと感じる。

これは事故! ホールに向かう廊下の曲がり角で児童同士がぶつかってしまった。幸いケガはなかった。

→児童同士の衝突は重大なケガにつながる案件です。

- なぜその曲がり角で3歳児と4歳児が合流してしまうのか
(ホールへ向かうときの動線や時間帯の分析)
- 職員の立ち位置、連携
- 子どもへの声かけが十分なのか

といったことを見直してみましょう。

※全治30日以上 of 怪我の場合は、横浜市を通じて県・国へ報告する案件です。発生した場合、速やかに区のこども家庭支援課へ連絡をしてください。

事例3…園外活動中の行方不明

これはヒヤリハット! 乳児が公園遊び中に草むらの陰に隠れて姿を見失いそうになった。

これは事故! いつのまにか、子どもが公園から道路に一步出てしまったところを他の施設の保育者から声をかけられ、自分の施設の保育者の元につれてきてもらった。

→一瞬であっても行方不明に当たります。例えば公園のすぐそばに大きな道路や川があった場合、交通事故や川への転落など、重大な事案に発展する可能性があります。

- 公園内外の安全点検の際に、死角になりそうな箇所の確認を行い、保育者間で共有する。
- 保育者の役割分担、立ち位置を確認して保育にあたる。

といった事を踏まえながら、どうすれば再発防止ができるか、必ず検討してください。

また、行方不明は施設内でも起きる可能性があります。土曜日保育などで、普段とは違う環境で保育する場合など、デイリープログラムに安全の視点を加えて作成しましょう。

※行方不明・置き去りは横浜市へ報告する案件です。発生した場合、速やかに区のこども家庭支援課へ連絡をしてください。

事例4…子ども同士のトラブルと噛みつき

これはヒヤリハット! 1歳児同士のトラブルで噛みつかれそうになる場面があった。

これは事故! おもちゃの取り合いから噛みつきが起きた。

→子ども同士のトラブルであっても、噛みつかれてしまった場合は事故にあたります。口の中の雑菌で化膿する事も考えられます。保護者からの苦情になりやすい事例です。

トラブルになりそうな時間帯や日々の子どもの様子を記録することで、子どもの行動を予想することができます。遊びの環境を整えるなど、子どもへの対応を職員間で共有していきましょう。

ヒヤリを感じたらどうしたらいいのか

日常的にヒヤリハットの報告をしたり、職員会議や園内研修の場で、危ないと感じることを出し合ってみたりすることで、保育を行う上での注意点について共有することができます。

また、日ごろ感じる「ヒヤリ」を改善することで、事故発生を防ぐだけでなく保育環境もより良くなっていきます。

施設でも積極的に情報共有し、改善策を検討しましょう。

6 令和2年 事故事例

(1/5)

事故の状況		骨折(年齢順)		骨折		骨折		骨折	
事例		骨折	骨折	骨折	骨折	骨折	骨折	骨折	骨折
診断結果		右足くるぶしの骨折 全治60日	右上前骨顆上開放骨折 全治90日	骨折 全治60日	骨端線損傷 全治30日	骨折	骨折	骨折	骨折
年齢		5歳10か月	5歳10か月	5歳10か月	5歳9か月	5歳9か月	5歳8か月		
事故内容		5歳児 29名 保育者 3名 枯れ葉等で隠れていたくぼみに足を取られたようで、くじいた事と痛みを訴える。足首は動き、腫れは確認できなかった。歩いて帰園。 その後も数回確認するが、変化は見られない。 約6時間後に痛みが、皮膚の変色と腫れを確認する。 園長に報告し、受診する。	3歳児 7名 4歳児 11名 5歳児 12名 保育者 4名 本児は当初ボール遊びをしていたが、保育者が鉄棒付近を離れかけ身体を揺らし、手が滑り右肘を地面につき落下する。 泣かずに保育者の元に行く。 右肘が腫れ出血し、骨が見える。 園長に報告する。受診した医院で骨折、手術が必要と診断され、病院を移り手術を受ける。	2歳児~4歳児28名。保育者3名と看護師1名 タイヤを4、5、6段の階段状にし並び、保育者はタイヤで遊ぶ人数が減ったので、同時に鉄棒、滑り台を見ていた。 本児が6段のタイヤの上に立とうとして、バランスを崩し落下する。 左腕に力が入らない状態なので、すぐに受診する。 骨折で翌日手術のため入院し、2日後に退院する。	幼児3クラス 51名 保育者 7名 本児は鬼ごっこ中、右手前方から走ってきた子どもとぶつかると、バランスを崩して倒れ、コンクリートの階段に左手をつく。 痛がる左手を流水で冷やし様子をみる。 その後左肘を痛がり、動きがぎこちないので受診する。	骨端線損傷 全治30日	左腓骨靭帯裂離骨折全治30日		
月・曜日・時間帯		4月 火曜日 10:50	5月 木曜日 17:10	2月 水曜日 16:15	7月 火曜日 10:30	10月 火曜日 9:10			
場所		施設外	園庭	施設内(園庭)	園庭	施設内(戸外)			
保育状況		山林散策	幼児合同	屋上園庭活動中	外遊び(鬼ごっこ)	園庭自由遊び			
ハード面(設備等)・環境面(保育内容等)		・地面が枯れ葉で覆われ、窪みが見えなかった。 ・散歩先(山林)が行き慣れない場所だった。	・鉄棒から保育者が離れていた。 ・新設した鉄棒のため使用に馴染んでいなかった。	・多数の固定遊具の見守りのためタイヤの遊びから離れてしまった。 ・タイヤの積み上げる高さ、段数などの安全な遊び方が意識されていないかった。	・あそびの動線が重なることに配慮が欠けていた。 ・全体を把握する保育者がいなかった。 ・危機管理意識の共有ができていなかった。	・切り株の着地面が腐食してくぼんでいた。 ・本児は転倒したが、すぐに動いたので、ケガはないと判断した。 ・安静にしたり、足の状態を再度確認することを怠った。			
ソフト面(マニュアル・研修等)・人的面(保育者の状況等)		・ケガの状況、判断及び対応を複数回行っていたが、保育者がそれぞれ一人で行っていた。 ・園長・看護師への報告が遅かった(約6時間後に報告)。	・固定遊具から離れる際に他の保育者に声をかけなかった。 ・鉄棒の扱い方、危険性について伝え方が不足していた。	・タイヤ遊びの危険性を職員間で共有し、ルール化する。 ・固定遊具等の見守りが必要な遊びには保育者が付く。離れる場合は職員同士声をかけあい連携する。	・職員それぞれが園庭あそびでの危険点とと思う点を確認し共有する。 ・園庭での職員間の連携を図る。 ・遊びの内容や状況で場所を区切る。	・遊具や遊びの環境について再度確認し合い、危機管理意識を高める。 ・ケガ等は保育者が複数人で確認し、対応を判断する。			
再発防止のための改善策		・事故、ケガの発生について職員複数人で共有し、対応を確認しあう。 ・園長・看護師への報告を速やかにする。 ・散歩先の選定に配慮をする。(時期・場所) ・子どもの行動を予測し危険について予め注意喚起をする。	・保育者が固定遊具から離れる際は、他の保育者に声をかけ確認し合う。 ・鉄棒の遊び方を丁寧に話す。 ・鉄棒下の安全マットを厚くする。	・タイヤ遊びの危険性を職員間で共有し、ルール化する。 ・固定遊具等の見守りが必要な遊びには保育者が付く。離れる場合は職員同士声をかけあい連携する。	・職員それぞれが園庭あそびでの危険点とと思う点を確認し共有する。 ・園庭での職員間の連携を図る。 ・遊びの内容や状況で場所を区切る。	・遊具や遊びの環境について再度確認し合い、危機管理意識を高める。 ・ケガ等は保育者が複数人で確認し、対応を判断する。			

骨折(年齢順)		骨折	骨折	骨折	骨折
事例					
診断結果	右手首骨折 全治60日	左足脛骨骨折 全治90日	右前腕橈骨・尺骨骨折 全治60日	左足関節外果骨折 全治30日	上腕骨顆上骨折 全治30日
年齢	5歳7か月	5歳6か月	5歳1か月	5歳1か月	4歳2か月
事故内容	5歳児 12名 保育者 1名。鬼ごっこ中、ロッククライミング(高さ1.5m)に上がり、足を踏み外し転落。身体を右側を地面に打ち付ける。骨折の疑いがあるため、コットに寝かせた状態で整形外科で受診。手首の骨折と診断され、病院を移り手術を受ける。	4歳児 11名、5歳児 14名 保育者 3名。斜面でソリ滑り遊びをする。本児が斜面を移動の際、ソリ遊びをしていて4歳児が転倒し、左ふくらはぎにぶつかると、痛みを訴える。本児は立ち上がれず、痛みを訴える。保育園に応援の要請をし、直接病院で受診する。	3~5歳児 24名 保育者 4名 鬼ごっこ中、鬼から逃げようとして固定遊具のカウンターテーブルを踏ごうとして体勢を崩し転倒する。保育者は腕の変形を確認し園長に報告する。整形外科で受診する。レントゲンの結果、病状を移り、整復と固定の処置を受ける。	4~5歳児 28名 保育者 3名。4歳児3名が、らせん状の滑り台に運んで滑っていた。本児は、降り口あたりからジャンプし、マットに着地した際に足を滑らせ転倒し、左足首を痛がる。腫れや赤みなどはなかったが、遊び始めると足を引きずる姿が見られた。看護師が確認し、アイシングをして様子を見る。園長、主任に報告し、整形外科で受診する。キブスで固定する。	3歳児 3名 4歳児 2名 計5名 保育者 2名 公園内のぶら下がり健康器の下段に登り、降りようとして足を踏み外し左腕を下にした状態で56cmの高さから落ちる。確認したところ外傷はなく、痛みを訴えた箇所を濡らしたタオルで冷やす。静かな遊びをして過ごす。帰園後園長に報告し、整形外科を受診する。
月・曜日・時間帯	6月 金曜日 16:50	2月 月曜日 10:05	9月 水曜日 10:35	9月 木曜日 11:00	5月 金曜日 10:10
場所	施設内(園庭)	施設外	施設内(戸外)	施設内(戸外)	施設外
保育状況	外遊び(鬼ごっこ)	公園遊び	園庭自由遊び	園庭自由遊び	公園あそび
ハード面(設備等)・環境面(保育内容等)	・遊びのルールが徹底がされていなかった。	・緩やかな斜面に松葉があり滑りやすくなっていた。	・テーブルは固定され、高さが50cm ・固定テーブルの位置が保育者から死角になっていた。	・滑り台の着地点にマットを設置していたが、わずかに隙間があった。また、マットに砂があると滑りやすいことを事故後確認した。	・対象年齢の掲示がなかったが下部の段は56cmで、子どもが上り下りできる高さだった。
ソフト面(マニュアル・研修等)・人的面(保育者の状況等)	・保育者1名は全体が見える場所には適切であったが、「ロッククライミング」からは離れていた。	・子どもの人数に対して、職員数は適切であったが、配置について確認が不足していた。	・保育者は本児の姿を見失っていた。 ・固定遊具のテーブルを跨ぐ行動は予測せず、危険性を認識していなかった。	・保育者3名は全体、個別担当、トラブルの対応を行っていた。	・保育者は傍にいたが、問題ない高さで認識し事故を予測していなかった。 ・公園遊びでの安全に対する配慮が不足していた。
再発防止のための改善策	・職員は遊びのルールを確認し、周知徹底する。 ・子どもたちが遊びのルールについて考える機会を持つ。 ・配置が可能であれば、保育補助等の配置を検討する。	・子どもたちに安全に遊べる範囲を伝える。 ・職員間で危険箇所を確認し、配置を明確にしていく。	・子どもの動きに合わせて、死角を作らない職員配置をする。 ・保育者同士連携して子どもから目を離さない。 ・事故の要因、分析を全職員で確認し危険予測をしっかり立てる。	・滑りにくい素材、滑り台の天ぎさに合わせたマットの使用を検討。 ・職員間で遊びのルールを改めて確認しあい、子どもたちに周知していく。	・公園等の遊具(器具)の扱いや安全配慮について職員間で検討し周知する。

骨折(年齢順)		骨折	骨折	骨折	骨折(ヒビ)	骨折以外の負傷
事例	骨折	左鎖骨骨折 全治30日	上腕骨顆上骨折 2か月	左肘上部骨折 全治60日	左手小指付け根骨折(ヒビ) 全治10日	爪が剥がれる
診断結果	骨折	左鎖骨骨折 全治30日	上腕骨顆上骨折 2か月	左肘上部骨折 全治60日	左手小指付け根骨折(ヒビ) 全治10日	右手指挫創 手指挫創 手指挫創 全治90日
年齢	骨折	4歳1か月	3歳3か月	2歳5か月	1歳11か月	2歳1か月
事故内容	骨折	2歳児 5名、3歳児 4名、保育者 2名。ブランコの柵で、前回りをしようとして手を放し仰向けに倒れる。腫れや赤みは無いことを確認。本児が左鎖骨あたりを痛がるので、冷却シートを貼る。帰園後、着替え等で動かしにくい姿勢があり、園長、看護師に報告。様子を観察し、抱っこで入眠。泣いて目覚める。整形外科で受診する。コルセットを着用。	事故発生時 2歳児 1名 保育者 1名。 順次入室を始める。 本児は固定タイヤで遊んでおり、対応していた保育者と最後に残り、保育者が玩具を片付けようと、側を離れる。泣き声が聞こえ、戻ると本児は踏み台のタイヤの真ん中に右腕がはさまった状態で、仰向けの姿勢で倒れていた。状態を確認し受診する。	1歳児11名、保育者3名。 リズム中に他児の対応でしゃべりながら保育者の太ももにぶつかったり、転倒する。左ひじを痛がり、肘が動かない状態(本児は骨形成不全症の既往症有)。 園長、看護師が確認。 定期通院をしている病院で母と受診する。骨折と骨の位置にずれがあるため入院し、翌朝手術となる。	1歳児 3名、2歳児 6名、保育者 3名。 ブロックを握り、保育者に見せようと歩きだし転倒する。両掌の触診、指の動きを確認。腫れは確認できなかった。発生から20分後母と降園。その際母へ転倒について説明しなかった。母より帰宅後左手小指が腫れて痛がっていると連絡がある。転倒の状況が、様子を見ると返される。翌日登園後、腫れを確認し園で受診する。	1歳児 16名、保育者 4名。 自分で三輪車にまたがる。数秒後にバランスを崩し三輪車と一緒に左側に倒れる。 保育者が駆け寄り、右手指の爪がはがれているのを確認し、流水で洗う。 事務室で看護師・園長・主任で傷を確認し受診する。
月・曜日・時間帯	骨折	2月 水曜日 10:30	9月 金曜日 16:30	10月 水曜日 9:20	6月 木曜日 16:40	9月 火曜日 16:00
場所	骨折	施設外	施設内(戸外)	施設内(ホール)	室内	施設内(戸外)
保育状況	骨折	公園	園庭自由遊び	リズム運動	1,2歳児合同保育	園庭自由遊び
ハード面(設備等)・環境面(保育内容等)	骨折	・ブランコの柵が、鉄棒のように使える高さだった。	・固定タイヤの近くに、踏み台に使っているタイヤがあった。	・広いホールでリズム運動をしていた。	・ブロックで遊んでいた。	・三輪車の対象年齢が10歳からで、体格等を考えると適さない遊具であった。
ソフト面(マニュアル・研修等)・人的面(保育者の状況等)	骨折	・ブランコの柵を鉄棒代わりにすることを予測していなかった。 ・遊びのルールを伝えきれなかった	・保育者は片づけに気を取られ、事故の場面を見ていなかった。	・1対1の本児についていなかった。 ・他児の対応をしている保育者が本児に背中を向けた状態だった。 ・通常は保育者4名のところ、3名で保育を行う中でカリキュラムの変更をしなかった。	・外傷が見られなかったため、危機意識を持たず、園長に報告しなかった。	・三輪車にまたがったので、保育者は傍で見守っていたが転倒を防げなかった。
事故の状況	事故の分析	・遊びのルールや範囲を保育者間で共有し、子どもに明確に伝える。 ・事故の発生時は速やかに園に報告する。 ・子どもの動きを予測し、保育者の役割分担、配置を確認、共有する。	・子どもの対応を優先する。 ・遊具の遊び方について見直し、職員間で共有する。 ・子どもの遊びの継続性と危険性を予測して対応する。	・職員間で活動内容や職員配置を確認する。 ・不測の事態には柔軟な対応できるように職員間で連携する。	・不意な行動や転倒がある年齢であることを職員が共有する。 ・外傷等が確認できないような事故・怪我でも危機管理意識を持ち対応する。 ・園長に報告し、職員間で共有する。	・遊具の対象年齢や発達に合わせた使用について、職員間で周知徹底する。 ・安全面に留意し、遊びの様子を把握する。 ・子どもの動きに応じて職員連携を図る。
再発防止のための改善策						

事例	口腔受傷		置き去り	
	顔面裂傷(口腔内含む)	口の打撲	口の打撲	置き去り
診断結果	下唇裂傷、左上前歯のめり込み 全治未定	打撲・歯の欠け 全治50日	前歯の欠損 永久歯生えるまで	置き去り
年齢	2歳3か月	2歳3か月	1歳9か月	2歳3か月
事故内容	1歳児 9名、2歳児 10名、保育者6名。 築山を遊び中に走り下り、勢い余って前方に転ぶ。築山の周りを囲むレンガに顔面をぶつけ下唇を裂傷。テッシュで止血し、帰園する。 形成外科、歯科で受診する。唇の変形があり、傷跡が残る。今後整形手術の必要性がある。歯科では、乳歯が変色する可能性があるとの診断を受ける。3か月間様子を観察することとなる。	2歳児 12名、保育者 4名。 本児は保育者とともだちの姿を見つけ、小走りで向かいブランコの柵に顔をぶつけ反動で転倒する。上唇、歯ぐきから出血し、上前左歯先が欠けているように見え止血。帰園し園長に報告する。歯科で受診する。消毒とコーティングを受ける。	0~2歳児 13名、保育者 7名。 本児(1歳児)はベンチに座り、保育者と他児の遊びを見ていた。下足がベンチから前のめりで落下。足元のコンクリートに口先をぶつける。 口腔内の出血と、前歯の欠損を確認し園に連絡する。 帰園後園長と看護師が付き添い歯科で受診する。欠損が大きいために小児専門歯科で受診する。 神経の損傷を疑い、永久歯の生えるまで経過観察となる。	1歳児11名、保育者3名。避難車に5名、歩き6名。人数確認をして出発。 帰園のため、目視で避難車3名、歩き7名を確認することになり、帰園後に本児がいないことに気づく。 つき園長と職員で公園に探しに行く。 他園の保育者が置き去りに気づき警察へ通報する。 園長と職員が公園に到着後、本児が警察官に保護されているのを確認する。
月・曜日・時間帯	11月 金曜日 10時	4月 火曜日 10:10	1月 月曜日 15:50	2月 金曜日 10:45
場所	施設外	施設外	施設外	施設外
保育状況	施設外 公園遊び	公園	公園	公園遊び
ハード面(設備等)・環境面(保育内容等)	・1歳児クラスの低月齢がいる中で散歩先としてふさわしくなかった。 ・築山の周囲のレンガの角が鋭角だった。 ・全体を把握する保育者がいなかった。築山での転倒等の予測が出来なかった。 ・遊ぶ範囲、職員の配置等の共通認識、連携ができていなかった。 ・安全点検の結果を共有しなかった。	・ブランコの柵近辺に保育者がいなかった。 ・年度当初で子どもの行動特性について、職員間の共有が不足していた。	・公園のベンチは子どもが座った時に足が付かない高さだった。 ・ベンチ下の一部がコンクリートだった。 ・保育者は本児の隣にいたが、他児の遊びを見て本児からは目を離していた。 ・他の保育者は落下の瞬間を見ながら、手の届く距離ではなかった。	・公園内に子どもの背の高さでは、死角になる場所があった。 ・公園内の状況確認が不十分だった。 ・活動時間が遅れ焦りがあり、散歩の手順書通りに点呼をしなかった。 ・役割分担が意識されなかった。
ソフト面(マニュアル・研修等)・人的面(保育者の状況等)	・月齢や発達を踏まえ散歩先を決定する。 ・保育者の役割分担、配置を確認、共有する。 ・散歩先の危険箇所について職員間で共有する。 ・止血は滅菌ガーゼを使用する。	・年齢、発達の特性を把握し、起こりうる危険や事故を予測し共有する。 ・遊具の傍で活動する際の職員の立ち位置等配慮事項を確認しあう。	・遊具等の安全性を確認し遊んでいる時は、子どもの行動や様子から目を離さず、転落や怪我がないよう配慮する。	・子どもの発達を確認しながら無理のない保育を行う。 ・全体を把握する職員を配置するなど、役割分担を明確にする。 ・手順書に従い、移動の前後などに点呼、人数確認を徹底する。
再発防止のための改善策				

事故の状況

事故の分析

再発防止のための改善策

事例		行方不明		その他	
診断結果	行方不明	行方不明	連絡帳紛失	誤飲(除菌剤)	
年齢	5歳10か月	3歳7か月	2歳児	2歳児クラス(11名)	
事故内容	<p>3歳～5歳児 49名、保育者 6名 本児は迎えの保護者に「早すぎると訴えたため、保護者は、保育者に再度迎えに来ると伝えて帰る。 他の保護者は、本児の保護者を見ていたので、門を開けて本児を送り出した。 保護者より本児が一人で帰宅したと連絡がある。</p>	<p>1～5歳児 85名、保育者 11名 本児は慣らし保育中で、園庭に母親が保育園に向かう途中、路上で本児を発見し、保育園に戻る。 保育者は、行事で開放されていた門から本児が園外に出たことに気づかなかった。</p>	<p>登園時に保護者が連絡帳をカゴに入れる。午前の活動が終了後、保育者が連絡帳に記入しカゴに戻す。 お迎え時(15時半)にカゴの中にお児の連絡帳がないことを担任が気づき、周囲を探すが見つからない。 その後園内の捜索や、他児保護者への確認などの調査を行ったが、発見されなかった。</p>	<p>2歳児 11名、保育者 4名。 園庭遊び前に保育室内のペットボトルから水分補給を行う。 午睡後、給水用ペットボトルを保育室外の所定場所で発見し、除菌剤を誤飲させたことに気づく。不調を訴える子どもはいない。 除菌剤の製造元に確認後、園医に連絡をし、受診する。</p>	
月・曜日・時間帯	7月 火曜日 17:03	7月 水曜日 15:54	8月 金曜日 15:30	3月 火曜日 9:40	
場所	施設内(園庭)	施設内(園庭)	保育室	施設内(保育室)	
保育状況	自由遊び	行事(夏まつり)		外遊び前の水分補給	
ハード面(設備等)・環境面(保育内容等)	<ul style="list-style-type: none"> ・当日電子錠に不具合があったが、門の近くに保育者がいなかった。 ・降園後(打刻後)、親子で遊ぶ機会を認めていた。 ・保護者が再度迎えに来ることを職員全体に共有されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時閉まっている園庭の側門が、行事で15時以降開放されていた。 ・1歳児～5歳児クラスまでの子どもたちが園庭に出ていた。 ・職員はみんなで見守っていると、安心感と夏祭りの開放感があった。 ・活動中の人数確認を怠っていた。 ・開放していた門の側に職員を配置していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳をカゴで管理していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水分補給と除菌剤のペットボトルが同じ形状だった。 ・除菌剤のペットボトルが適切に保管されていなかった。 ・進級のため部屋を移動していた。 	
ソフト面(マニュアル・研修等)・人的面(保育者の状況等)			<ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時と、その後も保育者が連絡帳の冊数を確認しなかった。 ・連絡帳に対して個人情報などという認識が足りなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除菌剤のペットボトルの管理について、全職員に周知されていなかった。 	
再発防止のための改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への引き渡しを手チェックして、再度預かることがないよう周知徹底する。 ・保護者に降園時のルールを周知徹底する。 ・門全体が映るよう、防犯カメラの設定位置を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・門を開放している時は見守る職員を配置する。 ・園庭遊びについて役割分担(子どもの所在、人数確認、職員立ち位置等)を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳を保管する場所を徹底し、記入の際には、互いに声をかける。また、記入後はダブルチェックで個人バックに入れる。 ・個人情報の重要性について職員間で共有、周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除菌剤は専用のスプレー容器に入れ、子どもの手に触れない場所に保管することを徹底する。 ・除菌剤等薬剤の管理について職員に周知徹底する。 	

【コラム:指はさみ事故について】

東京消防庁調べでは、東京消防庁管内では平成 23 年から 27 年の 5 年間に於いて、手動ドアに挟まれて救急搬送された子どもは 932 人おり、そのうち 45 人が指を切断しています。

横浜市内の保育施設においても、平成 30 年から令和 2 年の間に、3 件、ドア等に指を挟んだという事故報告をいただいております、そのうち 1 件は皮膚移植を行う処置が必要な案件でした。指はさみの事故は、最悪の場合指の切断につながりかねない危険な事故です。

みなさまの保育・教育施設においても、指などの切断等を防ぐよう下記の点について改めてご確認ください。

1 ドア・窓に指はさみを防止する機器を設置しているでしょうか？

また、設置してあっても老朽化したり、壊れたりしていないでしょうか？窓の場合は、保育中に子どもの触れる可能性のあるすべての窓について設置しましょう。

※設置が難しいと感じる場合は、施工業者などに相談しましょう。

保護者が開け閉めしたときに発生する可能性もあります。「保育者が必ずドアを閉めるから大丈夫」と思わず、まずハード面の安全防止策を立てましょう。

2 すべてのドア・窓のサッシの開閉がスムーズに行えるでしょうか？

建付けなどが悪く、スムーズに開閉ができないと、「ドア・窓を勢いよく閉めなければ」と力いっぱい閉じようとしてしまいます。また、ドア・窓を閉めることに気を取られて、足元やドアの死角に子どもがいないか確認せずに閉じてしまう可能性があります。力を入れずにスムーズに開閉できるよう、ハード面の見直しをしましょう。

3 自動ドアの戸袋にも注意！

自動ドアの戸袋に腕が引き込まれてしまうことがあり、脱臼等にもつながりかねません。ハード面の対策について施工業者などに相談してみましょう。

指を挟む可能性のある窓（サッシ）



ドアの蝶番側の隙間



開き戸のドアの場合「蝶番側」を注意。
蝶番側はドアを閉める人にとっても死角になりやすく、開いた隙間に子どもが指を入れてしまうことがあります。また、ドアノブ側よりも蝶番側のほうが閉まる力が強い**ため、蝶番側の指はさみ防止を徹底しましょう。**

【コラム:保育中の児童の見失いの危険性について】

園外・園内問わず児童の見失いについて、毎年事故報告を受けています。

園外活動中もちろん注意が必要ですが、園内での活動中における見失いについても、平成 17 年上尾市において戸棚の中で熱中症と疑われる状況で死亡した事故などが発生するなど、重篤な事態につながりかねません。

すぐに発見すれば大丈夫、と思わず、日頃から、児童の動向の確認はできているか、職員の立ち位置はどうか、職員同士の声の掛け合いは十分か、児童の移動の際に見失いが起きそうな場所を把握しているか等を確認し、事故を未然に防ぎましょう。

また、園外活動中については3ページ「オ 散歩などの園外保育」を参照してください。

【コラム:園の門について】

1 児童の園からの抜け出し防止について

毎年、施設からの事故報告書の中で、園の門が施錠されていなかったり、施錠されていても児童が自ら開けて園外へ出てしまう事故が報告されています。

園外活動中の行方不明・置き去りと同じく、園外へ児童だけで出てしまうことは、交通事故や転落事故、夏などであれば熱中症といった重大な事故に結びつきかねません。

もちろん、常に児童の人数確認は欠かさず、点呼を確実に行っていくことも大切ですが、ハード的にもしっかり対策をしておきましょう。

・自動ドアの場合…

センサーの高さは、児童には届きにくい十分な高さでしょうか？

※タッチ式の自動ドアの場合も、同様にタッチ箇所が十分な高さか確認しましょう。

・職員などによるロック解除が必要なドアについて…

ロックを解除するボックスやスイッチの高さは、児童には届きにくい十分な高さでしょうか？

2 不審者の侵入などについて

令和元年～令和2年にかけて不審者の侵入が4件報告されています。

幸い、児童に影響が及ぶ前に職員などで対応されていますが、外部から中に入るためには、必ず内側から施錠を解除するシステムにしたり、防犯カメラを設置するといったハード的な対策を検討しましょう。

また、保護者がお迎えに来た時に、一緒に入ってくるといった案件も発生しています。保護者のみにカードキーを渡しているといった場合でも、保護者に対し、園の安全対策を周知し、園の出入りの時に気を付けてもらうように伝えるなど、保護者を巻き込んだ安全対策をしましょう。

不審者が侵入した場合、どのように対応したらよいか、シミュレーションをすることも大切です。シミュレーションを行うときは、園長や主任などが不在の場合や、朝夕などの職員が少ない時も想定して実施しましょう。

園内での事故対応



<事故を発見した職員>

- 近くの職員に知らせる。
- 事故の発生状況を把握する。
- 応急手当をする。

<他の職員>

- 園長へ報告する。
- 他の児童が不安にならないよう体制を整える。

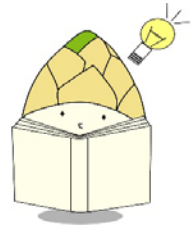
当日

病院に連れていく
必要性の有無を判断
• 及び区への報告を行う

<園長、主任保育士、看護師など>

- **複数人で児童の状態を確認する。**
- **保護者に状況を説明する。**

状態の確認は必ず複数人で！
判断に迷う場合は、**病院に連れていきま**
しょう。首から上の打撲などは、病院に連れ
ていくことを基本とします。



必要あり

必要なし

- (かかりつけ医を確認する。)
- タクシーなどで園が連れていく。
(緊急の場合は、救急車を呼ぶ。)

- けがに応じた手当をする。

当日

記録の作成

- 事故発生時の状況を記録する。
- 発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

保護者への報告は、
第1報も含め、正確にか
つすみやかにいきましょう。
いつ、どこで、だれが、
どのように・なぜ、どの程
度のけがか、どんな対応を
しているか、保護者には何
をしてほしいか (受診等の承
諾や、お迎え、病院での待
ち合わせ等) 等

当日

保護者対応

- 把握している事実を正確に伝える。
- 丁寧に謝罪する。
- 帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

原則当日

事故報告書の作成
(第1報)

- 事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。
- 作成にあたっては報告書様式に添付された注意事項等を確認すること。

【事故報告書の作成が必要なケース】

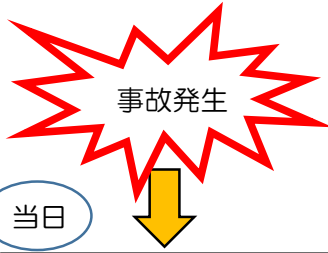
- ① 死亡事故
- ② 重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
- ③ 置き去り・行方不明等のケース
- ④ 不審者の侵入があった・盗難が発生した等のケース
- ⑤ ①②に該当しないが市・区・保育所のいずれかが報告を必要と判断したケース

※③④は上記フロー図には当てはまりませんが提出をお願いします。

事故の振り返り

- 職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- 話し合われたことを記録し、全職員に周知する。

事故報告書は横浜市HP内からダウンロードできます。下記URL内「5事故報告書・感染症報告書」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>



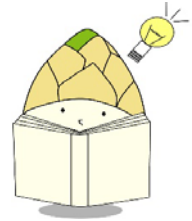
- ＜事故を発見した職員＞
 - ・近くの職員に知らせる。
 - ・事故の発生状況を把握する。
 - ・応急手当をする。
- ＜他の職員＞
 - ・園へ連絡して応援を求める。
 - ・他の児童の状況を把握し、安全を確保する。
 - ・園長へ必ず報告をする。

当日

病院に直接行くか園に戻るかを判断・及び区への報告を行う

- ＜園長、主任保育士、看護師など＞
 - ・病院に直接連れていくか、一度園に戻るかを判断する。
 - ・現場に応援職員を派遣する。
 - ・**保護者に状況を説明する。**

判断に迷う場合は、**病院に連れていきましょう。首から上の打撲などは、病院に連れていくことを基本とします。行方不明などの場合は警察へ通報するかも検討しましょう。**



病院に直接行く

園に戻る

- ＜児童を病院に連れていく職員＞
 - ・応援職員が到着後、タクシーなどで園が連れていく。（緊急の場合は、救急車を呼ぶ。）
- ＜園に戻り次第、児童の状況を確認する。児童を継続して観察する。（状況によっては、病院に連れていく。）＞

- ＜他の職員＞
 - ・応援職員が到着後、他の児童を連れて園に戻る。

当日

記録の作成

- ・事故発生時の状況を記録する。
- ・発生後の対応経過を時系列に沿って記録する。
※振り返りのために、5W1Hをおさえる。
(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)

保護者への報告は、第1報も含め、正確にかつすみやかにいきましょう。いつ、どこで、だれが、どのように・なぜ、どの程度のけがか、どんな対応をしているか、保護者には何をしてほしいか（受診等の承諾や、お迎え、病院での待ち合わせ等）等

当日

保護者対応

- ・把握している事実を正確に伝える。
- ・丁寧に謝罪する。
- ・帰宅後、保護者に連絡して、児童の様子を確認する。

原則当日

事故報告書の作成
(第1報)

- ・事故報告書を作成し、所在区のこども家庭支援課へ提出する。
 - ・作成にあたっては報告書様式に添付された注意事項等を確認すること。
- 【事故報告書の作成が必要なケース】

- ①死亡事故
 - ②重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
 - ③置き去り・行方不明等のケース
 - ④不審者の侵入があった・盗難が発生した等のケース
 - ⑤ ①②に該当しないが市・区・保育所のいずれかが報告を必要と判断したケース
- ※③④は上記フロー図には当てはまりませんが提出をお願いします。

事故の振り返り

- ・職員会議を開き、事故の原因分析と再発防止策の検討をする。
- ・話し合われたことを記録し、全職員に周知する。

事故報告書は横浜市HP内からダウンロードできます。下記URL内「5事故報告書・感染症報告書」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

8 内閣府等のガイドラインについて

～ 事故の発生防止のためのポイント（抜粋）について ～

平成 28 年 3 月 31 日付で、内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局より、通知のあった「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」について、死亡や重篤事故の発生防止のための要点を抜粋し、お知らせします。各施設・事業は、特に死亡や重篤な事故の発生防止のため、これらの要点及びガイドラインを参考に、それぞれの実情に応じた教育・保育等を実施してください。

なお、ガイドラインの全文は下記ホームページよりダウンロード可能です。必ず、内容をご確認ください。

- ・内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

- ・文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1352254.htm

- ・厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

Point 窒息リスクの除去方法

- ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。

Point プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。

Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ・ 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ・ 正しく座っているか注意する。

Point アレルギー食対応の人的エラーを減らす方法の例

- ・ 材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・ 食物アレルギーの子どもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・ 材料を入れる容器、食物アレルギーの子どもの食事を提供する食器、トレイの色や形を明確に変える。
- ・ 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・ 食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーの子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとる。

Point 緊急時の役割分担の例

- ・ 心肺蘇生、応急処置を行う。
- ・ 救急車を呼ぶ。
- ・ 病院に同行する。
- ・ 事故直後、事故に遭った子どもの保護者、地方自治体関係部署に連絡する。
- ・ 事故当日、事故に遭った子ども以外の子どもの教育・保育を行う。
- ・ 事故直後、交代で事故の記録を書くよう職員に指示する。
- ・ 施設・事業所全体の状況を把握しつつ、病院に同行している職員など、それぞれの役割の職員間の連絡をとる。
- ・ 事故当日、必要に応じて、事故に遭った子ども以外の子どもの保護者に事故の概要について説明をする。
- ・ 翌日以降の教育・保育の実施体制の確認を行う。

各保育施設 施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育施設における児童の安全対策等の徹底について（依頼・情報提供）

保育施設等における安全対策については、従来から文書等による周知を行っているところですが、昨年度末の家庭保育福祉員への立入調査等において、睡眠中の安全対策であるブレスチェックの記録が行われていない事例や睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察していない事例が見受けられました。

また、児童の健康状態の観察記録についても園によって記載内容にばらつきが見られるため、児童一人ひとりの健康状態を把握し、個々の状態に応じて十分な観察をして保育するための必須項目の提示を検討してまいりました。

各保育施設におかれましては、保育施設における事故防止の観点から、下記の事項を徹底していただき、児童の健康管理等についても再度確認し、事故防止に努めていただくようお願いします。

1 健康管理・安全確保について

事故防止等の観点から、各保育施設において、改めて確認・徹底をお願いします。

(1) 健康状態の観察及び記録の徹底

登園の際、健康状態の観察及び保護者から報告を受け、児童一人ひとりの健康状態を把握し、個々の状態に応じて十分な観察をして保育すること。降園の際にも十分に観察をし、保護者へ報告を行うこと。また、その記録や平熱の把握を徹底して行うこと。

※家庭保育福祉員用に作成した別添の健康観察チェック表及び保育日誌の内容も参考にしてください。

(2) 睡眠中の安全対策の徹底

児童の睡眠中には、次の点に留意すること。

①睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（ブレスチェック等）し、以下の点を毎日チェックすること（0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回）

十分な観察ができる明るさの確保

顔面および唇の色の確認

鼻や口の空気の流れや音の確認

呼吸に伴う胸郭の動きの確認

体に触れて体温確認

②児童の睡眠中は、時間の長さや時間帯に関わらず、必ずブレスチェックを行うこと

③ブレスチェックは必ず記録し、記録した時刻が確認できるものを使用すること

記録した時刻が不明確なものを使用している場合は、別添のブレスチェック表を参考にして、様式を見直すこと。（ブレスチェック表の保存期間は1年（翌年度末まで保存）として保存すること。）

④乳児は仰向けに寝かせること。また、窒息予防のため以下の点を毎日チェックすること。

- 布団はアイロン台くらいの硬さのものが望ましい。
- シーツはしわがないか常に点検する。
- 授乳後、ゲップを十分に出してから寝かす。
- 睡眠時に着衣の襟や袖口で口を塞がないように留意する。
- 顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
- 毛布や布団などのかけものは、顔にかからないように胸までとする。
- 飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

(3) 救急対応訓練実施の徹底

救急車を呼ぶような緊急事態発生時には、119番通報や心肺蘇生などの応急処置を冷静に行う必要があるため、救急対応マニュアル等を作成し、月1回の避難訓練に合わせて、救急対応訓練を行うように努めてください。

※家庭保育福祉員用に作成した別添の救急対応マニュアルの内容も参考にしてください。

※アナフィラキシーショックなどは、「エピペン®」を処方されている児童の入所に伴う対応について（依頼）」（平成26年6月26日こ保運第965号）も参考にしてください。

≪参考≫2018年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省平成30年3月）の内容再確認

「保育所における感染症対策ガイドライン」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html）には、子どもの病気～症状に合わせた対応～が掲載されており、その中に登園を控えるのが望ましい場合の例示があります。日々の保育の中で、児童の預かりの判断で迷う場合には、ガイドラインの内容を参考にしてください。

【発熱時の対応】

- ・朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていない
- ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた

【下痢時の対応】

- ・24時間以内に複数回の水様便がある
- ・食事や水分を摂ると下痢がある ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである
- ・朝に排尿がない ・機嫌が悪く元気がない ・顔色が悪くぐったりしている

【嘔吐の時の対応】

- ・24時間以内に複数回の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである
- ・食欲がなく、水分もほしがらない ・機嫌が悪く元気がない ・顔色が悪くぐったりしている

【咳の時の対応】*前日に発熱がなくても

- ・夜間しばしば咳のために起きる ・ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

【発しんの時の対応】

- ・発熱とともに発しんのあるとき ・口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合
- ・感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された場合 ・とびひ

上記抜粋は、平成26年6月に通知した際は2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省平成24年11月）から抜粋していましたが、2018年に改定されたため内容を修正しています。

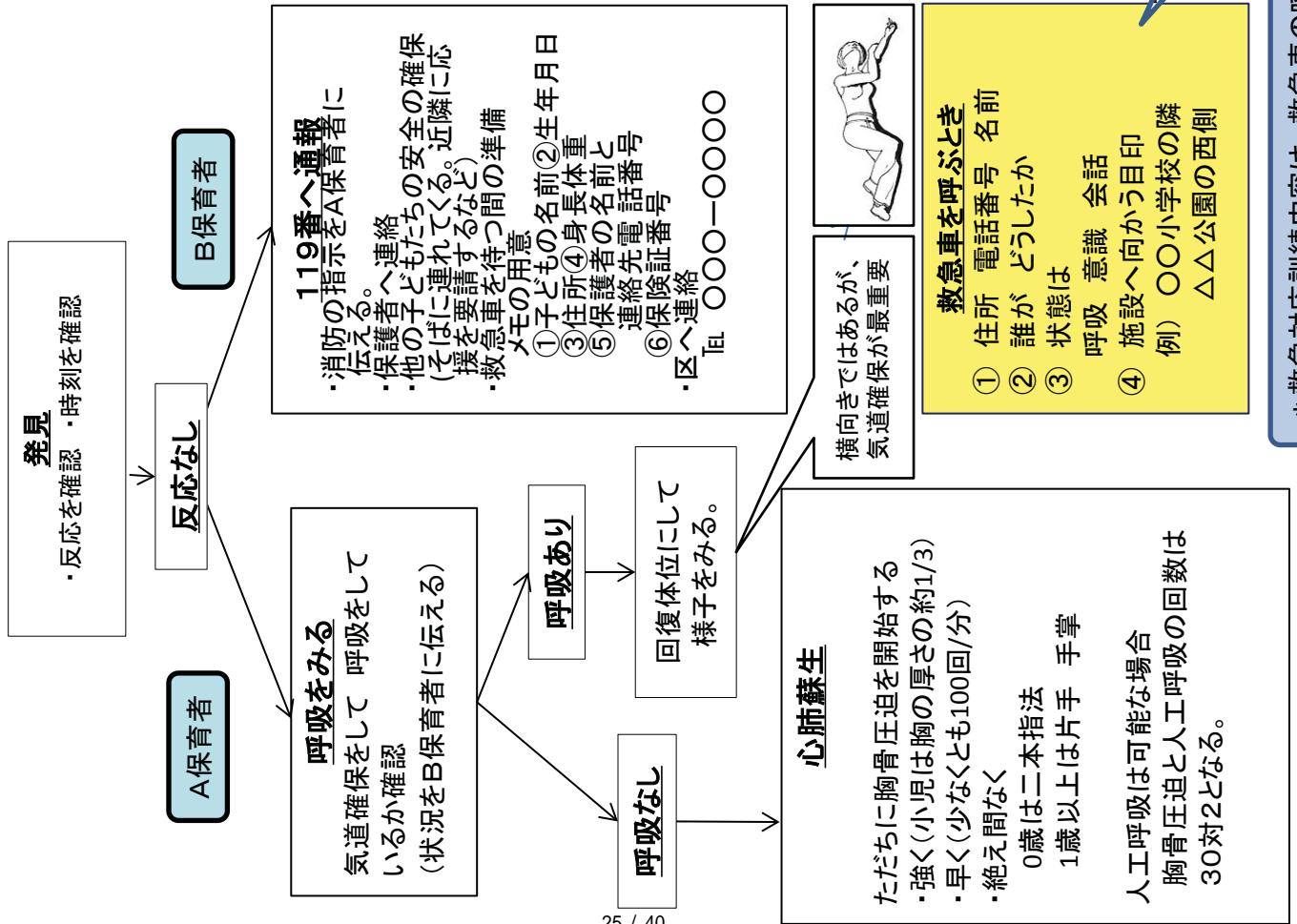
担当：運営指導係

TEL 045-671-3564

FAX 045-664-5479

救急対応マニュアル

救急対応訓練年間計画・実施記録(例)



* 救急対応訓練内容は、救急車の呼び方、応急処置、他の子どもへの連絡等について訓練する。

年間計画		実施記録			
月	ねらい	実施日時	児童数	職員数	訓練内容・反省
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

平成23年11月15日

認可保育所設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育運営課長

保育所における安全対策の徹底について（通知）

既に新聞等で報道されていますが、平成23年11月9日に、市内の認可外保育施設において、保育中の女児（生後3か月）が死亡する事故が発生しました。

9日午後7時30分頃、寝ている女児を確認したところ、呼吸をしていないことに気づき119番通報し、病院に搬送されましたが、午後9時に死亡が確認されたとのことです。

また、死因については窒息死と報道されています。

本市としては、今回の件を受け、認可・認可外を問わず、保育施設における事故防止等の観点から、各施設における安全対策等について徹底する必要があると考えています。

つきましては、貴施設における安全対策等について改めて確認をし、事故防止に努めてください。

【安全対策等の確認について】

午睡など、児童の睡眠中には、寝つきや睡眠中の姿勢、呼吸の状態、顔色等に注意し、睡眠中も子どもの様子に常に注意を払ってください。

- ① 睡眠中の児童の寝つきや睡眠中の姿勢、顔色、呼吸の状態等をきめ細かく観察（ブレスチェック等）すること（少なくとも0歳児は5分に1回、1歳児は10分に1回）。
- ② ブレスチェックは必ず記録すること。
- ③ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。また、窒息予防のため次の点に留意してください。
 - ・布団はアイロン台くらいの固さのものが望ましい。
 - ・シーツはしわがないか常に点検する。
 - ・授乳後排気を十分にしてからベッドに移す。
 - ・睡眠時に、着衣の襟や袖口で口を塞がないよう留意する。
 - ・顔のまわりやベッドの柵にタオルなどを置いたりかけたりしない。
 - ・飲み込む危険のある遊具を手の届くところに置きっぱなしにしない。

【職員配置について】

当該事故が発生した時は、1人で複数の児童を保育していたとのことです。職員配置にあたっては、各施設で十分ご留意いただいているところですが、一人で保育する時間帯が発生することがないように、改めて確認をお願いします。

担当 運営指導係 中村

こ保運第1325号
平成23年7月12日

施設長 各位

横浜市こども青少年局保育運営課長

園外保育における安全確認の徹底について（依頼）

平成23年7月1日に市内の一般認可外保育施設において、散歩に出かけた際に園児の点呼等が徹底されていなかったため、園児1人を公園へ置き去りにするという事故が発生いたしました。幸い園児は早期に保護され、結果的に無事でしたが、重大な事故に繋がる可能性の極めて高い事案です。

つきましては、貴施設における園外保育時の安全確認の体制や方法について改めて確認し、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

また、今回の事案に関しては区役所への報告が遅れ、直ちに事故の把握がされませんでした。園外、園内にかかわらず、万が一、事故等が発生した場合には直ちに警察や救急へ通報するとともに、区役所こども家庭（障害）支援課にも速やかに御一報をお願いいたします。なお、開庁時間外に事故が起きた場合に備え、休日夜間の連絡先等については、各区役所こども家庭(障害)支援課に確認してください。

【園外保育時の安全確認体制について】

- 1 保育従事者は常に園児の人数や居場所を把握し、適宜人数確認を行ってください。
- 2 園外では園児全員を把握できるように、並び方や誘導方法について配慮してください。
- 3 保育従事者の人数は、園児に対して余裕を持って配置してください。
- 4 万が一の場合に備え、園児に園名及び園の電話番号がわかるものをつけるなどしてください。
- 5 緊急時に、園外保育をしている保育従事者と園の間に連絡がとれるように、体制を整えてください。

担当：保育運営課運営指導係

電話 671-2399

ファクス 664-5479

こ保運第 498 号
令和元年 5 月 9 日

各保育施設等設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

大津市における交通事故を受けた園外活動の際の安全点検の徹底について（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

5 月 8 日、滋賀県大津市において園外活動中の児童に車が突っ込み、2 名が死亡する痛ましい事故が発生しました。

保育所保育指針第 3 章 3（2）アにも「保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。」とあり、園外活動における安全対策が求められています。

各施設におかれましては日ごろから散歩等の園外活動を行う際の安全点検には十分な注意を払っていただいているところではありますが、再度、今回の事故を踏まえて以下の再確認をお願いします。

なお、今回の安全点検の結果をふまえた市の今後の対応については、別途通知します。

再確認を依頼する事項

（1）散歩等の園外活動を行う際の安全点検

通行・横断に注意が必要な道路の再確認、道路を歩く際の園児の誘導方法や配慮事項の再確認 等

（2）事故防止・事故対応マニュアルやお散歩マップ等の再確認

上記（1）で確認した事項のマニュアルや園外活動における手順書、お散歩マップへの反映 等 を行ってください。

（3）マニュアル等や危険箇所の職員間での共有

上記（2）を職員会議などにより全職員への周知徹底を改めて図ってください。

※裏面も参考に再確認をお願いします。

担当 保育・教育運営課 古賀・井上 671-3564

＜参考 1＞「保育所保育指針解説」（第 3 章 3（2）ア）

「保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。」

＜参考 2＞「事故防止と事故対応」（平成 31 年 3 月配布資料）（2 頁）

イ 散歩などの園外保育

* 日常的な活動ですが、目的地やコース、注意点など情報の共有をしましょう。

- ・常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行います。
- ・移動中も全員を把握できるように、誘導方法について配慮します。
- ・保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕を持って配置します。
- ・公園などの固定遊具の状況確認、職員間の役割分担、遊び方を共有することも重要です。
- ・遠足などは、無理のない実施計画（時期・場所・下見）を立てて、職員間で共有します。

こ保運第 1675 号
平成 22 年 10 月 1 日

施設長 各位

横浜市こども青少年局保育運営課長

安全対策の徹底について（依頼）

1 趣旨

既に報道等でご案内のとおり、平成 22 年 9 月 27 日、青葉区内の一般認可外保育施設において、プラスチック製の衣装ケース内で児童が倒れているのが発見され、意識不明の状態ですぐ搬送されるという事故が発生しました。

本市としましては、今回の件を受け、事故防止等の観点から、各施設における安全対策を徹底する必要があると考えています。

つきましては、貴施設における安全対策について改めて確認をし、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

2 安全対策の確認について

(1) 保育士等の配置

保育時間内における職員配置について、配置基準が守られているか、改めて確認してください。

(2) 保育室の安全確認等

次の点に留意し、保育室内の安全確認等を徹底してください。

- ア 保育従事者は、常時、児童から目を離さないこと。
- イ 児童のまわりには、危険な物を置かないこと。
- ウ 棚などから物が落下しないよう工夫をすること。

担当：運営指導係 中村、矢島
電話 671-3564

各教育・保育施設等設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運 営 指 導 等 担 当 課 長

教育・保育施設等における頭部の打撲等への対応について（依頼）

日頃から、本市の保育行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

児童がけがをした際の対応については、症状の見落としや判断ミスがないよう複数人で児童の状態を確認し、受診が必要と判断した場合は、保護者の了解を得た上で、園が病院に連れていくようお願いしています。

特に、頭部の打撲等のけがについては、症状が目に見えない場合があり、受診が遅くなることで重症となる恐れがあります。各施設・事業所におかれましては、園が病院に連れていくことを基本とし、受傷状況を正確に医師へ伝えていただくようお願いいたします。

1 事故発生時の対応

詳細は、平成 30 年 3 月開催の施設・事業者向け説明会資料の配布資料「施設を運営する際の留意事項について（以下、「留意事項通知」という。）」(P. 28) をご参照ください。

【資料掲載先】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

2 特に注意していただきたいこと（受診の判断について）

必要に応じて応急処置を行うとともに、事故の状況（児童の状態、現場の状況など）を正確に把握してください。症状の見落としや判断ミスがないよう、児童の状態については、複数人で確認してください。受診が必要と判断した場合は、保護者の了解を取った上で、園が病院に連れていくことを基本としてください。

※ 首から上の打撲・けが等については、園が受診させることを基本としてください。

2 平成 29 年中の事故事例

留意事項通知 (P. 34) をご覧ください。

3 参考

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導係 TEL:045-671-3564

【参考】障害児の受け入れについて

こ保運第825号
平成30年6月29日

保育・教育施設設置者 各位

こども青少年局保育・教育運営課長

保育・教育施設における障害児等の受け入れ時の留意点について（通知）

各保育・教育施設におかれましては、日頃から、障害児等の受け入れにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

障害児等の受け入れにあたっては個々の児童が抱える事情も様々であることから、保護者や療育機関等と緊密に情報共有するとともに、保育士や看護師等の職員を加配するなどのご対応をいただいております。引き続き、一人ひとりに合った保育をしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、過去に保育時間中において、車いすを使用する児童を介助していた職員が離れた時に、他の児童が車いすを押して横転し、児童がけがをした事故も発生しています。車いすや補装具等を利用する児童に関しては、使用方法や注意点などについて園職員全員で共有し、安全面について十分に配慮していただきますようお願いいたします。

担当 こども青少年局保育・教育運営課 運営調整係

電話 045-671-2396

ファクス 045-664-5479

事 故 報 告 書

横 浜 市 長

設置者住所	
設置者氏名 (又は名称)	
代表者	

事故事案(重傷事故 ・ その他(内容:))について、報告書を次のとおり提出します。

<市への報告が必要な事故等>

- ①死亡事故
- ②重傷事故(治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病及び意識不明)
- ③置き去り・行方不明等のケース
- ④不審者の侵入があった・盗難が発生した等のケース
- ⑤ ①②に該当しないが、子ども青少年局・区役所・保育所のいずれかが報告を必要と判断した事故のケース

<事故等発生時の施設から市への報告の流れ>

【発生後速やかに】 区子ども家庭支援課へ電話で事故発生等を報告

↓

【原則発生当日】 「第1報」(様式1及び2)を区子ども家庭支援課へ提出) ※遅くとも翌日まで

↓

【発生日から3週間以内】 「第2報」(様式1、2(※)及び3)を区子ども家庭支援課へ提出
 ※「第1報」から修正・変更・追加等がある場合等提出が必要となります。
 ※「①死亡事故」と「②重傷事故」については、横浜市と内容を確認した後、改めて保護者へ説明し、下記の確認欄に署名をしてください。

(報告にあたっての留意点)

- ・発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- ・事故対応や報告書の記載内容について、市として確認する場合や、報告書への追記・修正を求める場合があります。
- ・その他対応については別添事故対応フロー図を確認し、適切に行ってください。

<本報告書の取扱い>

- ・市は、注意喚起と再発防止の啓発等を目的に、施設名及び個人情報等を削除した上で、市内各施設へ情報提供する場合や、「①死亡事故」等特に重大な事故については、施設名等を含めて公表する場合があります。
- ・「①死亡事故」と「②重傷事故」については、施設からの報告を受けた市は、県と国へ報告します。国においても再発防止等のため、施設名及び個人情報を削除した上で後日公表されます。
- ・本報告書は、市・区へ報告するたびに、第1報、第2報…と更新しながら、それぞれ保存してください。(第2報を提出したからといって第1報を破棄等しないでください)

<保護者への説明及び情報提供>

- ・保護者への連絡は事故発生後、速やかに行います。その後も適宜情報提供を行ってください。
- ・「①死亡事故」と「②重傷事故」については、市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に施設から保護者へ「様式2-1」をお渡しし、改めて報告することと、国が個人情報等削除の上、後日公表することについての説明をしてください。
- ・保護者への説明等について、下の記載欄へ記入した様式を市へ提出してください。

<「①死亡事故」と「②重傷事故」に係る報告書に関する保護者説明の実施確認欄>

※市と施設で報告書の内容を確認した後、最後に実施してください。

- 報告書(市と確認が終了したもの)を説明をした
- 国が個人情報等削除の上、後日公表することを説明した
 - 公表:可 公表:不可
- 報告書のうち「様式2-1」を保護者へ配付をした

(説明日)

(説明者氏名)

←この色のセルはプルダウンで選択できるようになっています。必ず選択をしてください。
手書きで作成される場合は、プルダウンメニューを確認してください。

事故報告日	年	月	日	報告回数	第 報				
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名	神奈川県 横浜市			施設名					
所在地				施設代表者名					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				開設(認可)年月日					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計	
教育・保育従事者数	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名				
うち常勤教育・保育従事者	名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名				
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制	名			教育・保育従事者	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名
異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名	
	4歳	名	5歳以上	名	学童	名			
事故発生日				事故発生時間帯					
				事故発生時刻(具体的に)	午前・午後 :				
児童名				保護者名					
生年月日	年	月	日	保護者連絡先					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰(結果)				(負傷の場合) 負傷状況					
(死亡の場合) 死因				(負傷の場合) 受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】	病状： (全治： 日)							
	【既往症】				病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
当該事故に特徴的な事項									

【負傷等の場合この様式を利用】

【様式 2-1】

報告回数	第 報			
発生日時	年 月 日 (曜日)		時 分 (午前・午後)	
発生場所				負傷状況 ()
施設・事業種別				年齢
発生するまでの状況				
活動の状況 (活動にあたっていた保育・教育従事者数、活動内容など)	教育・保育従事者数	名	うち有資格者数	名
	全体の活動内容 :			【例】 〇 : 〇〇 ~ 園庭で3歳児10名で鬼ごっこをしていた。
	保育従事者のいた位置、行っていた役割 :			【例】 公園入口に1人、鉄棒の横に1人、審判として参加し、子どもたちの動きに合わせて動いていた保育士が1人。 ※言葉で記載しづらい場合は、図面などの説明で可。
	当該児童の様子・活動状況 :			【例】 鬼ごっこに参加しており、鬼に追われていた。
	他の園児の様子・活動内容 :			【例】 活発に活動に参加していた。
発生時の状況・対応				事前に保護者との連絡で、体調面など引き継ぎ事項があれば記載
時間 (〇 : 〇〇)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。			
	<p>【例】 (「発生するまでの状況」欄に記載した事項と重複してかまいません。詳細な時系列を記載してください) 〇 : 〇〇 園庭で自由遊びを始める。 〇 : 〇〇 当該児は鬼ごっこに参加する。 〇 : 〇〇 該当の児童が鬼から逃げる際に滑り台 (高さ2m) の階段の上ってしまい、すぐに止めようとしたが途中1mほどの高さから足を踏み外して体の右側から地面へ転落してしまった。 右足を痛がり、泣いている児童に対し、A保育士が付き添い、他の保育士が他の児童に声をかけ集めて、看護師を呼んだ。 〇 : 〇〇 すぐに看護師がアイシングをし、担任より園長へ報告。</p> <p>※他の児童と衝突して事故が発生した場合などは、衝突した他児の氏名を記載する必要はありません。(「他児」や「A児」等と記載してください。)</p>			<p>【例】 〇 : 〇〇 朝預かる際に母から〇〇と いうことを聞いており、クラス担任で共有していた。</p>
【発生後の状況は下記のページに記載すること】				

発生後の対応（報道発表を行う場合にはその予定も含む）					
園長等責任者報告した時刻		:		保護者へ第一報した時刻	
誰から誰へ報告したか (担任・主任等から園長等)		から		:	
通院の有無	通院の有無		通院のため出発した時刻	:	誰から誰へ連絡をしたか (園長・担任等から母・父等)
	通院した場合同行したか		同行した職員 (園長・担任等)		から
	【通院しなかった・同行しなかった場合の理由】				【第一報の連絡内容】
発生後の対応を時系列で記載 (報道発表を行う場合にはその予定も含む)					保護者への連絡内容・時間
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。				(保護者連絡した内容について記載)
<div data-bbox="199 869 901 1400" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【例】 前ページの時系列欄に記載した以降のことを記入してください。</p> <p>○:○○ 右足に骨折の疑いがあるため、園長に相談し、救急車を呼ぶ。ひとまず園長と保育士1名が付き添い、救急車で○○病院へ搬送。</p> <p>○:○○ 医師より右足の骨折と診断されたため、駆けつけた保護者に同意をとり手術を行った。</p> <p>翌日 ○:○○ ケガの状況や今後の保育の仕方について保護者と確認。</p> <p>(上の「発生後の対応欄」に記載したことと重複して記載してかまいません。可能な限り詳細を記載してください。)</p> </div>					<div data-bbox="938 940 1465 1205" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○:○○ 保護者の職場へTEL。不在だったため折返しの伝言を行う。</p> <p>○:○○ 保護者から連絡があり、状況を説明する。保護者より病院へすぐ向かうとの返答。</p> <p>○:○○ 病院にて保護者へ改めて説明と謝罪を行う。</p> </div>
当該事故に特徴的な事項					

この面の記載内容は、横浜市は、施設名及び個人情報等を削除した上で、市内各施設へ情報提供することがあります。また全治30日以上を負傷等については、国がHPで公表します。

(参考) 内閣府HP : <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

報告回数	第 報		
発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分 (午前・午後)		
発生場所	(園外の場合は園からの距離、地図などを添付すること)	状況	
施設・事業種別		年齢	
発生するまでの状況			
活動の状況 (活動にあたった保育・教育従事者数、活動内容など)	教育・保育従事者数	名	うち有資格者数
			名
	全体の活動内容:		【例】 ○:○○~4歳児20名で公園で自由遊びをしたのち帰園した。
	保育従事者のいた位置、行っていた役割:		【例】 先頭と最後尾に1人ずつつき、真ん中にフリーの保育士がついていた。横断歩道を渡るときは2:1に分かれて対応していた。※言葉で記載しづらい場合は図面などの説明で可。
	当該児童の様子・活動状況:		【例】 垣根で虫探しをしていたが保育士の掛け声に応じて集まってきた。
他の園児の様子・活動内容:		【例】 2列になり、並んで帰園していた。	
最後に点呼したときの人数と当該児童の様子 人数: 人 どのように人数確認を行ったか: 当該児の様子(何をしていたか):		【例】 20人 ・公園の出口で、列を形成するときリーダー保育士が「数えます」と他の保育士に告げてから数えた。20人確認し出発した。 ・当該児は垣根を気にしているようだったが、フリーの保育士が声をし列へ並んだ。	
発生時の状況・対応			事前に保護者との連絡で、体調面など引き継ぎ事項があれば記載
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。		
	<p>【例】 (「発生するまでの状況」欄に記載した事項と重複してかまいません。詳細な時系列を記載してください)</p> <p>○:○○ 公園から園に向かって出発。 ○:○○ 帰園ルートの途中で、横断歩道を渡ったときに、班ごとに分かれて渡った。後ろの班にはA保育士が1名ついていた。当該児は後ろの班にいたが、後ろの班で他児が2名喧嘩を始めたため、A保育士が仲裁していた。 信号が青になったため、後半のグループも横断歩道を渡った。 ○:○○ 園に到着し、人数確認をしたところ、当該児がいなくなっていた。</p> <p>※園児や職員の氏名を記載する必要はありません。A保育士・担任、他児といった記載をしてください。</p>		<p>【例】 ○:○○ 朝預かる際に母から○○ということを知っており、クラス担任で共有していた。</p>
【発生後の状況は下記のページに記載すること】			

発生後の対応（報道発表を行う場合にはその予定を含む）					
園長等責任者報告した時刻		:		保護者へ第一報した時刻	
誰から誰へ報告したか (担任・主任等から園長等)		から		:	
警察への通報の有無	通報の有無		通報した時刻	:	誰から誰へ連絡をしたか (園長・担任等から母・父等)
	通報した人(園長・通行人等)				から
	【通報しなかった場合の理由】				【第一報の連絡内容】
発見時の状況	時刻… 場所… 状況… 発見者…				
発生後の対応を時系列で記載 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)					保護者への連絡内容・時間
時間 (○:○○)	※何人でどこをどのように搜索したか、時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。				(保護者連絡した内容について記載)
	<p>【例】 前ページの時系列欄に記載した以降のことを記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○:○○ 担任が園長に報告し、速やかに保育士3名で帰園ルート of 搜索を開始。 ○:○○ 横断歩道の垣根にいたところを発見し、園長へすぐに報告。当該児童に聞いたところまだ虫探しをしたかったため、横断歩道の垣根でずっと探していたとのこと。 <p>(上の発生後の対応欄に記載したものと重複して記載してかまいません。可能な限り詳細を記載してください。)</p>				<p>○:○○保護者の職場へTEL。不在だったため折返しの伝言を行う。</p> <p>○:○○保護者から連絡があり、発見した後だったため、保護者へその旨を連絡する。</p> <p>○:○○保護者が迎えに来た際に園長より改めて経緯の説明と謝罪を行う。</p>
当該事故に特徴的な事項					

この面の記載内容は、横浜市は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することがあります。

【その他（負傷・行方不明・置き去りではない案件はこの様式を利用）】 【様式2-3】

報告回数	第 報		
発生日時	年 月 日（曜日）		時 分（午前・午後）
発生場所			発生した事故内容
施設・事業種別			児童の年齢
発生時の状況・対応		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。その場にいた児童数・活動内容・保育者人数・配置状況（どのように活動を見守っていたか）は必須です。		
発生後の対応 (報道発表を行う場合にはその予定を含む)		保護者への連絡内容・時間	
時間 (○:○○)	※時系列に沿って可能な限り詳細を記載してください。 ※通院の判断は誰がどのようにしたのか記載してください。		
当該事故に特徴的な事項			

この面の記載内容は、施設名及び個人情報を削除した上で、市内各施設へ情報提供することがあります。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

記載例は下ページを参照

報告回数		第 報		
要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】		
ソフト面 <small>(マニュアル、研修、職員配置等)</small>	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄。マニュアルや指針の名称を記載してください)		
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	職員配置	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 <small>(施設、設備等)</small>	施設の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 <small>(教育・保育の状況等)</small>	教育・保育の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 <small>(担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)</small>	対象児の動き	(具体的内容記載欄)		
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生 の 要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		(区・施設は記載不要)		

3 保育所保育指針・よこはま☆保育・教育宣言

保育所保育指針

(厚生労働省告示平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

【平成29年改定の趣旨】

- ・ 乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ・ 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ
- ・ 安全な保育環境の確保など、「健康及び安全」の記載の見直し
- ・ 「子育て支援」の章を新設し、記載を充実
- ・ 研修機会の確保・充実など、職員の資質向上に関する記載の充実

<よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～>

平成29年に改定され、30年から適用された「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「小学校との接続」が、共通の事項として含まれるようになりました。横浜市では、現在1,000を超える多様な園がありますが、共通化された事項を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現され、保育・教育の質の確保・向上のために、保育・教育の方向性を共有することが重要だと考えました。そして、幼稚園協会、保育園関係団体、小学校に加え、学識経験者の方に関わって頂き、『よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～』を令和2年3月に策定しました。

よこはま☆保育・教育宣言 ～乳幼児の心もちを大切に～

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」は、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、乳幼児期の子どもに対して何を大切にしたいか、日々関わることとなるものです。全ての保育者がこの宣言を理解し、日々の実践の中でそれぞれの子どもよさや可能性に気づき、家庭や地域の方と子どもよさを共有できるように保育に取り組むとともに、保育の振り返りに活用していきます。

《共有したい子どもの姿・方向性》 今と未来を生きる子どもを育みます

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り拓いていく力をつけていくためのとても大切な時期です。主体的に周りの環境に関わり、夢中になって遊びこむ中で、様々な学びの芽生えが見えてきます。持続可能な社会の実現に向けて、自らアイデアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするよう創造的な思考を身につけることができるように、子どもたちの可能性を伸ばしていきます。

子どもたちが自分のよさを認識し、可能性を信じていることができるよう、保育者は温かいまなざしを向けます。そして、子どもたちが自分では表現できない思いや考えにも耳を傾け、願いや求めに寄り添って一人ひとりを尊重します。

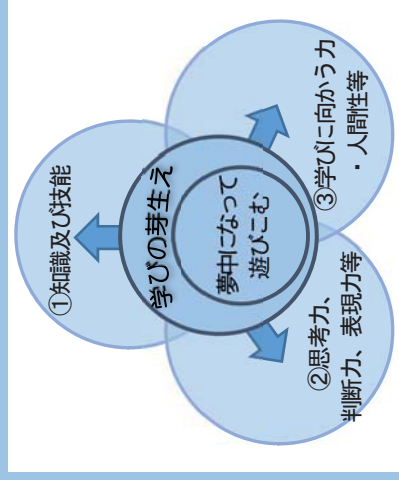
《宣言1》 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

子どもたちの命を守るとともに、一人ひとりの個性や発達に合わせた環境の中で、自分を「かけがえのない存在」だと感じて日々を過ごすことができるように関わります。

- (1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。**
 - ・乳幼児期に温かく受容的・応答的に関わることで、子どもが安心できる場や信頼できる関係を作ります。
 - ・うまくいかなかったり、不安になったりした時に、気持ちを受け止め、安心して戻れる場や関係を作ります。
- (2) 子ども一人ひとりを受け止めます。**（子どもたちが自己肯定感をもって、様々なことに挑戦できるようにします。）
 - ・子どもは一人ひとり違います。子どもが安心して自分らしさを出せるように、目の前の子どもを理解し、それぞれの子どもありのままの姿を大切に、受け止めます。
 - ・それぞれの子どもがやりたいことを見つけたら、じっくり取り組んだりできる環境をつくりまします。
- (3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。**（色々な人と関わり、多様性に気付けるようになります。）
 - ・お互いに思いを伝え合い、時にはぶつかり、折り合いを付けながら、協力することの楽しさや、他者を信頼する気持ちや育つようにします。
 - ・自分ではできないようなことに憧れを感じ、様々な体験が広がるように、多様な人と一緒に活動することができる環境をつくりまします。

《幼保小の連携》 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

乳幼児期に培った「学びの芽生え」は、小学校低学年で育つ「自覚的な学び」の基盤になります。幼保小連携事業等の機会を活用して、保育・教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。



大切にしたい子どもの育ちと学び

【非認知能力】

- やりたいことを見つけ、自分なりの方法で取り組むこと。
- やりたいことに向かって粘り強く取り組むこと。
- 喜びや悲しみを仲間と共感したり、多様さを受け入れたりする。
- 思い通りに行かなくても気持ちを切り替えて新しい工夫をしようとする。
- 経験を通して自分に自信をもつこと。 など

【育みたい資質・能力】（学びの芽生え）

- ①知識及び技能の基礎 ②思考力・判断力・表現力等の基礎 ③学びに向かう力・人間性等

【認知能力】

- 知識、思考、経験を獲得する精神的な力。
- 獲得した知識を基に解釈し、考え、未知のことを推測・予測すること。
- 記憶力。 ○考える力。
- 概念化すること。
- 身近なものの特徴に気付く。 など

《宣言2》 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び（体験）を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで探究し続けること」です。

このような乳幼児期の育ちと学びは、生涯にわたる子どもたちの生きる力を育みます。

- (1) 乳幼児期の子どもが、豊かで多様な環境と関わりながら育つことを大切にします。**
 - ・乳幼児期の子どもにとって必要な環境とは、一緒に過ごす保育者などの大人や子ども同士などの「人」、園の施設や玩具・素材・道具などの「場やもの」、自然や社会などの「事象」、試行錯誤やじっくり取り組むための「時間」などがあります。
 - ・園の実情や地域性などを考慮し、それぞれの園における子どもにとってのより良い環境づくりに子どもと共に取り組みます。
- (2) 夢中になって遊びこむことによる育ちを大切にします。**
 - ・子どもは遊びの中で多様な物事との出会いや気付きを通して、「なぜ」「どうして」などと試行錯誤や探求を繰り返します。夢中になって遊びこむことで、育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）が総合的に育ちます。保育者はその姿や学びの姿を日々の振り返りを通して捉えながら、より良い保育を目指します。
- (3) 保育者の重要な仕事は一人ひとりの子どものよさを発見し、育てることです。**
 - ・保育者は一人ひとりの子どもの姿に驚き、それぞれのよさを発見することに努めることで、受容的・応答的に関わることができ、信頼関係の形成につながります。
 - ・保育者自身が子どもと共に楽しみ、対話し、振り返り、考えながら関わる中で専門性を向上させ、子どもが安心して遊びこめる環境をつくります。
 - ・園内で、保育者同士が保育について語り合う場を作り、それぞれの保育者が捉えた子どもの育ちや学びを共有しながら、同僚性を高めることが大切です。そして、子どもの育ちを家庭や地域に伝えていくことも保育者としての重要な役割です。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体 ○自立心 ○協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり ○思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い ○豊かな感性と表現

4 自己評価・第三者評価

<自己評価・第三者評価について>

平成 25 年 4 月 1 日から施行した、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号)において、保育所等についても、保育の質の向上を図る観点から、業務の質の評価について義務化を行いました。

また、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」(平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号)において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についても義務化されました、

※自己評価 及び 第三者評価 (外部評価)

⇒すべての施設で必須

各保育所等では、添付資料等を確認のうえ、保育所保育指針、保育所保育指針解説及び保育所における自己評価ガイドラインの趣旨を踏まえ、自己評価を行い、保育の質の向上に努めてください。

地域型保育事業の第三者評価については、認可保育所の評価基準に準じて実施することとなっています。(「保育所における第三者評価の実施について」(雇児発 0301 第 3 号・社援発 0301 第 2 号、平成 28 年 3 月 1 日通知)

地域型保育事業も、神奈川県の評価基準を使用して実施します。なお、受審については義務としていますが、受審しなければならない期間の定めはありません。

幼稚園等におかれましては、「幼稚園における学校評価ガイドライン」の趣旨を踏まえ、実施してください。

※福祉サービス第三者評価の評価項目については、令和元年度から神奈川県内で統一の項目を使用することとしました。

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱

制 定 平成 25 年 4 月 1 日こ保運第 3738 号（局長決裁）

最近改定 平成 31 年 4 月 1 日こ保人第 1593 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「条例」という。）第 47 条の保育所における業務の質の評価について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 条例第 47 条に規定する業務の質の評価を自ら行うこととは、保育所で行う保育士等の自己評価及び保育所の自己評価をいうものとし、外部の者による評価とは、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）をいうものとする。

（自己評価の目的及び定義）

第 3 条 保育士等の自己評価は、保育士等が保育の計画や保育の記録等を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善をするものとする。

2 保育所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表し、保育の質の向上を目指すものとする。

（自己評価の実施）

第 4 条 自己評価は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、保育所保育指針解説書（平成 30 年 3 月厚生労働省子ども家庭局保育課）及び保育所における自己評価ガイドライン（平成 21 年 3 月厚生労働省）の趣旨を踏まえ、行うこととする。

（自己評価の頻度）

第 5 条 自己評価は少なくとも年 1 回は行うものとする。

（保育所の自己評価の公表）

第 6 条 第 3 条第 2 項に規定する保育所の自己評価の結果は、自己評価を行った当該保育所が少なくとも年 1 回は公表することとする。

(第三者評価の受審頻度)

第7条 保育所は第2条第1項に規定する第三者評価を少なくとも5年に1回は受審するものとする。

(第三者評価の公表)

第8条 第三者評価の公表については、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構評価結果等公表要綱（平成31年4月1日施行）の規定によるものとする。

2 前項に加えて、保育所は第三者評価の結果を積極的に公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

業務の質の評価の義務化に関するQ&A

～全体について～

Q 1 なぜ業務の質の評価を義務化したのですか。

A 1 業務の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図ることは保育の質の向上に寄与すると考え、義務化を行いました。

○保育所の保育の質を守り高める主体は保育所であり、その主体である各保育所が自己評価を行い、自らの保育を改善していくことはもちろんのこと、自己評価の取組を踏まえ、これに基づく根拠のある説明を対外的に行い、利用者の理解を得ていくことは保育の質の向上に寄与すると考えます。

○第三者評価については、本市において、社会福祉基礎構造改革に基づき、社会福祉事業のサービスの質を向上させるため、これまで、第三者評価の独自基準の作成、受審の普及に取り組んできた経過があります。

職員一人一人が、主体的に保育の内容について、第三者評価を受ける事前の振り返りに参画することで、職員の意識改革と協働性を高めることにつながるとともに、第三者評価結果を利用者と共有し、利用者との連携や協働につながり、保育の質の向上に寄与するものと考えます。

～自己評価について～

Q 2 義務化された自己評価の内容はどのようなものですか。

A 2 保育所で行う自己評価は、保育士等の自己評価と保育所の自己評価があります。保育士等の自己評価は、保育士等が保育の計画や保育の記録等を通して、自らの保育実践を振り返ってください。保育所の自己評価は、保育所が保育の計画の展開や前述の保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育内容等について、自ら評価を行ってください。

Q 3 自己評価はどのような方法で行えばいいのですか。

A 3 保育士等の自己評価と保育所の自己評価には以下の3つの方法などがあります。いずれかの方法に限定するのではなく、組み合わせるなどして創意工夫を図り、保育士等が主体的に参画して自己評価を実施してください。

- (1) 保育士等の個々の実践の振り返りを最大限に生かす方法
- (2) 日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法
- (3) 既存の評価項目を利用して振り返る方法

Q 4 自己評価はどのくらいの頻度で行えばいいのですか。

A 4 保育所の自己評価を少なくとも年に1回行ってください。

○保育所の自己評価は保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行いますので、保育士等の自己評価も少なくとも年に1回は行ってください。

Q 5 自己評価の公表はどのように行えばいいのですか。

A 5 保育所の自己評価の結果及びその結果を踏まえた取組等について、様々な方法により公表してください。

【例】

- ・園だよりなどの定期的な通信への掲載
- ・保育所のホームページや地域の広報誌への掲載

Q 6 自己評価の公表はどのくらいの頻度で、いつ行えばいいのですか。

A 6 当該年度の保育所の自己評価の結果の公表は少なくとも年1回は公表することとし、年度末（3月31日）までに行ってください。

Q 7 自己評価はどのように進めればいいですか。

A 7 保育士等の自己評価と保育所の自己評価は、「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）、「保育所保育指針解説書」（平成30年3月厚生労働省子ども家庭局保育課）及び「保育所における自己評価ガイドライン」（平成21年3月厚生労働省）の趣旨を踏まえ、行ってください。

Q 8 横浜市で義務化した自己評価は、第三者評価の中で行うことになっている自己評価をもって代えることができますか。

A 8 横浜市で義務化した自己評価は、保育士等の自己評価と保育所の自己評価があり、保育士等の自己評価は「保育士等が保育の計画や保育の記録等を通じて、自らの保育実践を振り返り」、保育所の自己評価は「保育所が、保育の計画や前述の保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育内容等について自ら評価を行う」ものです。

一方、第三者評価の中で行う自己評価は「事業者自己評価」であり、「利用者調査」と「評価調査員による調査」と並び、第三者評価を構成する柱の一つです。「事業者自己評価」は第三者評価の受審に先立ち、「評価調査員による評価」に使うものと同じの評価票を用いて保育所が自己評価を行うものです。

したがって、横浜市が義務化した「保育士等の自己評価」は第三者評価の「事業者自己評価」に代えられるものではありません。

「保育所の自己評価」は、既存の評価項目を用いて振り返る方法もありますので、「事業者自己評価」の実施にあたって、施設長等のみの判断ではなく、施設内で議論するなど全員参加によって取り組んだ場合、「保育所の自己評価」に代えることができます。その場合も「事業者自己評価」を「保育所の自己評価」として公表してください。

～第三者評価について～

Q 9 第三者評価はどのように行えばいいのですか。

A 9 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、推進機構という。）が定める標準となる評価基準を用いて実施する福祉サービス第三者評価について、推進機構が認証する評価機関の中から評価機関を選定し受審してください。

【福祉サービス第三者評価】

事業者による自己評価、評価機関による第三者評価、利用者調査を組み合わせ評価とします。

※) 全体で、約4か月から6か月かかります。助成の申請をする場合は、年度内に支払まで終了するようにしてください。

Q10 第三者評価はどのくらいの頻度で行えばいいのですか。

A10 少なくとも5年一度は受審してください。

○補助制度は5年に1回となりますが、5年に一度以上の頻度で受審していただくことを制限するものではありません。

Q11 市の補助金を受けて設置した保育所は設置後3年以内に、民間移管を実施した保育所も移管後3年以内に第三者評価を受審することになっていますが、5年以内でいいのですか。

A11 市の補助金を受けて設置した保育所は設置後3年以内に、民間移管を実施した保育所も移管後3年以内に第三者評価を受審してください。その後は少なくとも5年に1回は受審していただきます。

Q12 第三者評価の公表はどのくらいの頻度で、どのように行えばいいのですか。

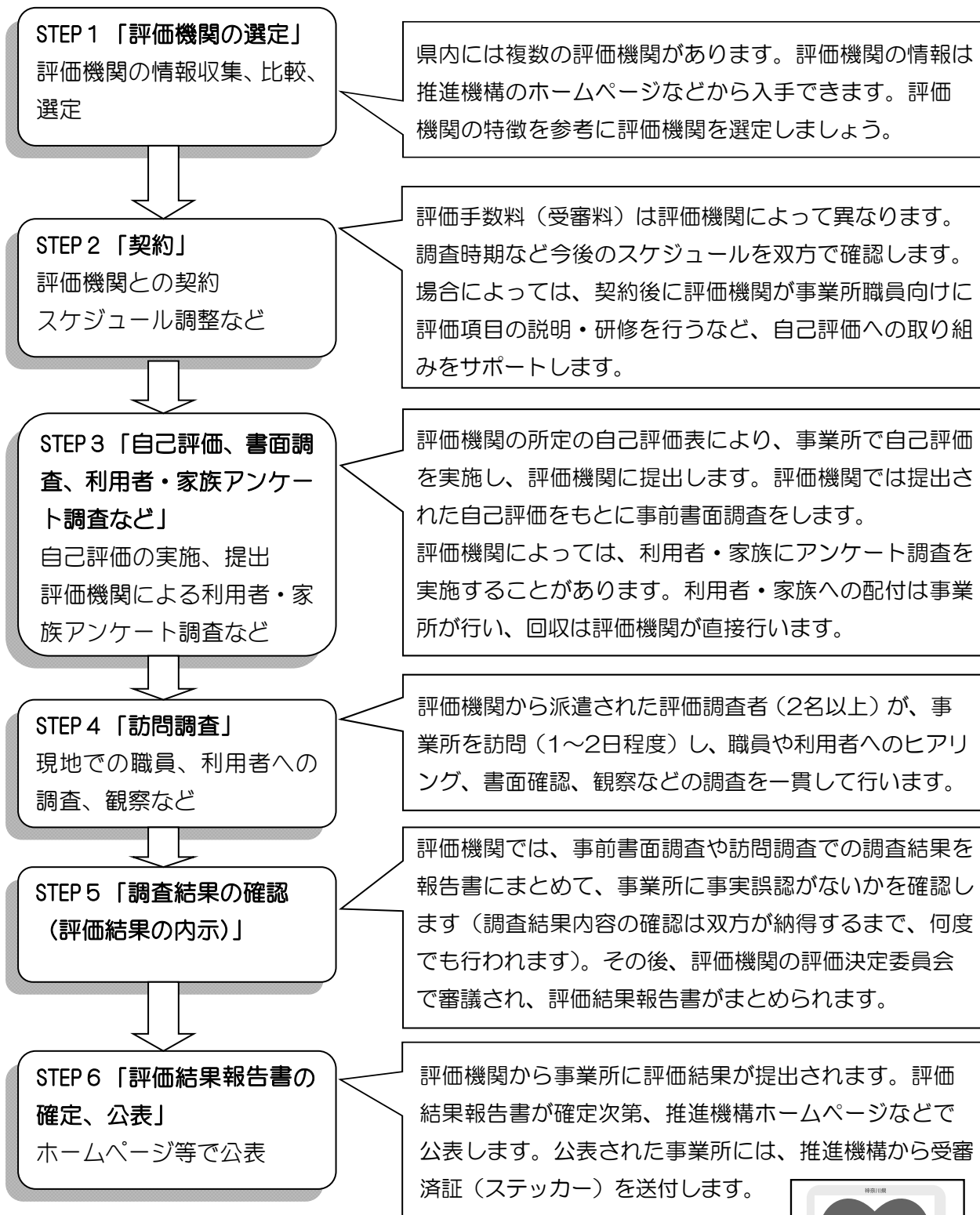
A12 第三者評価を受審しますと、評価機関を通じて推進機構のホームページ上に評価結果が公表されます。保育所は、それに加えて、評価結果を印刷して、園内に掲示するなど積極的に公表を行ってください。

※推進機構 HP :

<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>

第三者評価のキホン④ 第三者評価受審の手順

第三者評価は「事業所」単位での受審となります。



かながわ福祉サービス第三者評価推進機構
「福祉サービス第三者評価の手引き」より抜粋



5 障害児保育教育対象児童等の認定について

保育・教育施設(*) (子ども・子育て支援新制度における給付対象の民間保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業) における特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施については、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて制定した「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、対象児童の認定、加配区分の決定等を行っています。

※「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」及び関係様式は下記ページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikiany.html>

(*)保育・教育施設は、「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」における施設・事業者と同義です。

1 対象児童

(1) 障害児保育教育対象児童

次のアからエまでのいずれかに該当する児童

- ア 身体障害者福祉法 (昭和 24 年 12 月法律第 283 号) 第 15 条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- イ 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) に定める「療育手帳」(横浜市における呼称は「愛の手帳」) の交付を受けている児童
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年 5 月法律第 123 号) 第 45 条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院等の機関 (以下「判定機関等」という。) の診断等により、区福祉保健センター長が特に認めた児童

(2) 特別支援保育教育対象児童

判定機関等の診断等を受けていないが、次のア又はイのいずれかに該当する児童

- ア 次の各号のすべてに該当する児童。
 - (ア) 横浜市地域療育センター又は横浜市総合リハビリテーションセンター等の療育機関を利用している児童又は利用する予定がある児童
 - (イ) この要綱による障害認定を受けていない児童
 - (ウ) 集団保育において特別な配慮の必要があると区福祉保健センター長が認めた児童
- イ ア以外の児童で、区福祉保健センターでの心理相談を利用する等の専門職による関わりがあり、集団において保育士加配が必要と区福祉保健センター長が必要性を特に認めた児童

(3) 被虐待児保育教育対象児童

児童相談所との協議を踏まえ、次の各号のすべてに該当すると区福祉保健センター長が特に認めた児童

- ア 虐待がある又は虐待が疑われ、保護者等と対象児童を日中に分離すること等により、虐待の重篤化を防止することが期待できる児童
- イ 日々の状況を把握することが必要な児童
- ウ 保護者対応や当該児童の状況により、保育士等の加配置がないと特定保育・教育施設での円滑な運営に支障が生じる恐れがある児童

(4) 医療的ケア対象児童

たん吸引、導尿、経管栄養の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能であると区福祉保健センター長が認めた児童

2 障害児及び特別支援対象児童の認定までの流れ

障害児及び特別支援対象児童の認定までの流れは、別紙の「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書（施設・事業者→保護者説明用）」にお示しする通りです。

この資料を使って、必ず保護者への説明を行ってください。保護者には、保育・教育施設における集団での保育・教育における対象児童への必要な支援の内容、当該認定に関する申請方法や認定までの流れなどについて説明し、対象児童の状況について共通認識を持つとともに、保育・教育施設での保育・教育を実施するにあたっての必要事項を保護者と共有します。

区福祉保健センターからの認定後、対象児童の加配区分、助成金の使途等について保護者に説明し、署名をいただいた用紙の写しを向上支援費の申請時に提出してください。

なお、資料の説明に当たっては、「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書について（施設・事業者用）」をご活用ください。

3 被虐待児保育教育対象児童及び医療的ケア対象児童の手続き（1号、2・3号共通）

(1) 被虐待児保育教育対象児童 **家庭的保育事業を除く**

保護者及び施設長からの申請によらず、区福祉保健センターが対象児童を認定し、保育・教育施設へ通知します。児童1人に対し1人の幼稚園教諭、保育士、保育教諭が加配されます。

すべての保育・教育施設には、虐待が疑われるケースがあった場合は、区福祉保健センターや児童相談所等に通告の義務があります。該当ケースがあった場合は、必ずご連絡ください。

(2) 医療的ケア対象児童 **地域型保育事業を除く**

ア 書類提出依頼

保育・教育施設での保育・教育の提供において、医療的ケアを必要とする児童がいる場合には、保護者に対して説明を行い、「医療的ケア依頼書」（第6号様式）、「医療的ケア指示書」（第7号様式）、「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）」（第8号様式）を渡し、保護者へ提出を依頼します。

なお、医療的ケアだけでなく、障害児及び特別支援についても対象となる場合には、「2 障害児及び特別支援対象児童の認定までの流れ」に基づく手続きも併せて行ってください。

イ 保育・教育施設から区への申請

保護者の申し出を受け、施設所在区の福祉保健センターへ必要書類を提出します。

【提出書類】（①と⑤は、施設が記入します）

- ① 「医療的ケア対象児童認定（変更）申請書」（第11号様式）
- ② 「医療的ケア依頼書」（第6号様式）
- ③ 「医療的ケア指示書」（第7号様式）
- ④ 「医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）」（第8号様式）
- ⑤ 「医療的ケア実施（変更）届」（第9号様式）

ウ 医療的ケア児加配区分決定

イの申請を受け、区福祉保健センター長は、「医療的ケアが必要な場合の保育士加配基準」（要綱別表3）と照らし合わせ、届出の内容が適正と認めた場合に加配区分を決定し、保育・教育施設へ通知します。（「医療的ケア対象児童認定決定通知書」（第14号様式））なお、障害を伴う場合、障害の加配基準と比較して、より重い方の比率を適用します。

エ 加配区分による職員等の配置、助成

保育・教育施設は、決定された加配区分に応じ横浜市の助成を受けることができます。助成を受けた施設は、あらかじめ配置されている看護師に加え、看護師を加配してください。また、保育士・教諭についても、加配区分に応じた職員を配置するとともに、障害児等の保育・教育に必要な配慮をしてください。

オ 医療的ケア依頼書、指示書の再提出

必要な医療的ケアに変更があった場合、又は「医療的ケア依頼書」（第6号様式）及び「医療的ケア指示書」（第7号様式）の直近の提出から1年が経過した場合は、改めて「医療的ケア依頼書」（第6号様式）及び「医療的ケア指示書」（第7号様式）を区福祉保健センターに再提出してください。

4 障害児及び特別支援対象児童の保育・教育の実施にあたって

特別な支援を必要とする子どもの状況を保護者が受け止め、保育・教育施設と共に子どもを育むためには、子どもの様子を保護者と共有し、子どもや保護者の困り感や心配する気持ちを受け止めることが重要です。障害児及び特別支援対象児童の申請を行うにあたっては、十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得て話をすすめてください。保護者が子どもの特別な支援が必要な状況を受容するには個人差があります。唐突な話と受け取られないよう、保護者の心情も考慮しながら話をすすめ、お子さんにどのような支援をし、保育・教育を行っていくかについて、保護者と保育・教育施設が共有していくことが大切です。

そのためにも、障害児等支援が必要な子どもの保育については、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付け、支援のための計画を個別に作成し、保育の内容や子どもの様子を日誌などに記録してください。また、保護者や区福祉保健センター、療育センターなどの関係機関とも連携し、保育・教育にあたってください。

※2・3号認定の新規利用児童で、利用決定前に加配区分の連絡を受けた場合は、保育士等の確保や保育内容等の検討など、児童の受入に必要な体制等を準備していただくようお願いします。

障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書について（施設・事業者用）

[申請前]①～⑥の項目について保護者に説明します。

[認定後]保護者と認定結果を共有し、対象児童への支援、助成金の使途について説明します。

[申請前の説明]

「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」を使って説明してください。

保
護
者
説
明

①お子さんの様子、必要な支援についての情報共有

- ・特別な支援を必要とする子どもの状況を保護者が受け止め、保育・教育施設と共に子どもを育むためには、子どもの様子を保護者と共有し、子どもや保護者の困り感や心配する気持ちを受け止めることが重要です。
- ・障害児及び特別支援対象児童の申請を行うにあたっては、十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得て話をすすめてください。保護者が子どもの特別な支援が必要な状況を受容するには個人差があります。唐突な話と受け取られないよう、保護者の心情も考慮しながら話をすすめて、お子さんにどのような支援をし、保育・教育を行っていくかについて、保護者と保育・教育施設が共有していくことが大切です。

②本制度についての説明

- ・障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書の記載内容について説明します。
- ・認定されることで、加配区分に応じた費用が保育・教育施設に対して助成されます（市立保育所を除く）。助成金の使途及び集団での保育・教育の中での対象児童への支援について、どのように対応するかを十分に説明したうえで、保護者に必要書類の提出をお願いします。この際、対象児童及び保護者の人権への配慮をお願いします。
- ・保護者が「児童状況書」（第1号様式）を提出することで、特別な支援を必要とする児童の保育・教育の提供に対する同意とします。

必
要
書
類

③提出書類

受け取った書類は、「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書」（第10号様式）と共に、区福祉保健センターに提出します。

【保護者が準備するもの】

○「児童状況書」（第1号様式）

- ・記入できない部分がある場合には、その部分は空欄でも構いません。「保護者同意欄」には必ず保護者の署名をもらってください。

○手帳の写し＜手帳がある場合＞

○「児童意見書・診断書」（第3号様式）又は診断書（任意様式）＜手帳がない場合＞

- ・保護者から判定機関に作成を依頼します。保護者の了解を得ている場合には、区福祉保健センターから判定機関等に意見照会をすることもできます。その場合は、区福祉保健センターにご相談ください。

※（1号認定児童のみ該当）神奈川県私立幼稚園等特別支援教育費補助金を申請する対象児童については、市には写しを、県には原本を提出してください。

【保育・教育施設が準備するもの】

○「児童状況確認書」（第2号様式）

- ・生活習慣や発達の状況を中心に客観的に記入します。
- ・日常の保育・教育の時間の中で把握できないことを理由に、児童の状況について過度の聞き取りを行う等、必要以上にプライバシーに立ち入らないように配慮してください。確認できない内容は、記載なしで提出していただいても構いません。
- ・該当の児童に関わる書類については、個人情報保護法に基づき、保護者の求めがあれば開示します。保護者から申し出があった場合には、区福祉保健センターにご相談ください。

必要書類

○「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書」（第10号様式）

- ・他の必要書類と合わせて、申請の際に区福祉保健センターに提出します。

※「特別支援保育教育児童状況確認書」（第4号様式）

通院先（判定機関等）での診断がない場合には、特別支援保育教育の対象児童となります。その場合、区福祉保健センターが記入する「特別支援保育教育児童状況確認書」（第4号様式）が必要になりますので、児童の在住区の福祉保健センターに各施設から依頼してください。

※手帳が無い場合の加配区分の目安

（詳しくは、横浜市障害児等保育・教育実施要綱 別表2-1、2-2を参照）

- A区分：日常生活に支障があることから、園生活で子どもが活動するほとんどの場面において保育士等の支援等が必要な状況
- B区分：園生活で子どもが活動する場面の半分程度において、保育士等の支援等が必要な状況
- C区分：園生活で子どもが活動する場面において、部分的に保育士等の支援等が必要な状況

各区分とも、「ほとんどの場面」「場面の半分程度」「部分的に」が、具体的にどのような場面における、こういった支援なのかということについて、保護者に説明をしてください。

また、「保育士等の支援等」としてあるように、支援の内容は必ずしも保育士等が行う内容とは限りませんので、環境整備的な面での支援がある場合には、その説明もしてください。

認定結果

④障害児認定、特別支援児認定、加配区分決定

- ・施設所在区の福祉保健センターから、保育・教育施設に「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書」（第12号様式）により、認定結果を通知します。
- ・認定結果は保護者に説明してください。

※認定の対象となる期間

- ・原則として、保護者から「児童状況書」（第1号様式）による申し出があった日からとします。
- ただし、対象児童に対して特別な支援を行っていたことが記録等で明らかな場合は、支援を開始した日に遡って認定することができます。申請先の区福祉保健センターにご相談ください。

記録等の例) 対象児童の個別対応を記録した保育日誌等

加配した職員配置状況が分かる書類、あるいは同等の内容の書類 など

保育・教育の実施

⑤対象児童への支援

- ・特別な支援を必要とする児童の保育・教育の実施のための職員の配置等を行い、支援のための計画を個別に作成します。
- ・保育の内容や児童の様子を日々記録し、次の指導計画の作成等に活用します。
- ・保育・教育施設が、保護者、専門機関及び区福祉保健センターとの連携を十分に図りながら、保育・教育を行います。
- ・助成金の使途について、対象児童に応じた具体的な対応を保護者に説明してください。

⑥認定の見直し

- ・保育・教育の提供や対象児童の発達に応じ、児童の状況に明らかに変化があった場合は、認定の変更又は取消ができます。その場合には、保護者とも情報共有・相談を行ってください。
- ・取消の決定をする場合には、区福祉保健センターから対象児童の状況について、確認をすることがあります。

＜新規入園児の取扱い＞（詳しくは、対象児童の調整があった際に区福祉保健センターに確認してください。）

1 新規入園希望者の見学

保育・教育施設は希望者の見学を受け入れてください。

2 試行的保育の実施（2・3号認定児童のみ）（原則、利用調整の内諾後）

- ・対象児童の状況や観察のため、見学に代えて保育を実施します。（見学だけでも差し支えありません。）
- ・利用希望の保育所等で実施し、必要に応じて保護者との面談や聞き取りを行います。
- ・保育を実施する時間は施設が保護者と調整して決めます。対象児童の生活習慣を知るために、飲食もできるものとしますが、衛生面・アレルギーには十分注意してください。
- ・試行的保育の実施後、「児童状況確認書」（第2号様式）を記載し、施設所在区の福祉保健センターに提出してください。（1号認定児童の場合、面談等だけで「児童状況確認書」（第2号様式）の記入が難しい場合は、入園後に提出してください。）

〔認定後の説明〕

「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」を使って説明してください。

向上支援費（障害児等受入加算）申請の際、保育・教育施設及び保護者が署名した「障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書」の写しの提出が必要です。（市立保育所を除く）

【施設記入欄】

- ・認定結果及び対象児童への保育・教育における支援について、保護者に説明してください。
- ・助成金の使途について、対象児童のケースに応じ、どのように活用するか記入し、保護者に説明してください。
例) ・対象児童への支援が必要な場面で、保育士等を加配する。
 - ・対象児童の保育・教育を実施するにあたって、必要な環境を整える。
 - ・対象児童の指導計画立案や日々の記録等、文書作成時間確保のための人員を配置する。
など
- ・説明をした後、該当箇所にチェックを入れ、助成金の使途、施設所在区、施設名を記入し、施設長が署名をしてください。

【保護者記入欄】

- ・保護者が保育・教育施設から説明を受けた後、該当箇所にチェックを入れ、日付の記入及び署名をしてもらいます。

保護者説明

① お子さんの様子、必要な支援についての情報共有

② 本制度についての説明

- ・本制度は、お子さんが集団での保育・教育において特別な支援を必要とする場合に、保育士等の加配等によって支援するものです。
- ・認定をされた場合には、保育・教育施設が保育士等の加配、環境整備、記録や計画立案のための職員配置など、お子さんへの保育・教育に必要な対応を行います。
- ・助成の対象となる期間は、基本的には保護者から申し出があった日以降ですが、それ以前にも職員の配置などを行っている場合には、対応を開始した日から対象となります。
- ・区福祉保健センターから認定決定を受け取った保育・教育施設から、加配の区分や助成金の使途などについて説明がありますので、説明を受けた場合には、確認の署名をお願いします。

必要書類

③ 提出書類（保護者は、◎印の書類を、保育・教育施設にお渡しください。）

手帳の有無（身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳）

あり

なし

【保護者が準備】

◎「児童状況書」（第1号様式）

◎手帳の写し

通院先（判定機関等）での診断がある

あてはまる

あてはまらない

【保護者が準備】

◎「児童状況書」（第1号様式）

◎判定機関の意見が分かるもの「児童意見書・診断書」（第3号様式）

又は 診断書（任意様式）

判定機関記入

※場合によっては区福祉保健センターから意見照会

今後通院予定 又は 区の心理相談を利用する等の専門職による関わり

あり

なし

特別支援保育教育対象児童として申請

対象外

する

しない

【保護者が準備】

◎「児童状況書」（第1号様式）

【保育・教育施設が準備】

○「児童状況確認書」（第2号様式）

○「障害児保育教育対象児童等認定（変更）申請書」（第10号様式）

認定結果

④ 障害児等認定、加配区分決定

施設所在区の福祉保健センターより保育・教育施設へ、認定の決定を通知します。その通知を受けた後、保育・教育施設から、改めて保護者にお知らせします。

○「障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書」（第12号様式）

区福祉保健センター記入

保
育
・
教
育
の
実
施

⑤ 対象児童への支援

保育・教育施設が、保護者、専門機関及び区福祉保健センターと連携を十分に図りながら、特別な支援を必要とする児童の保育教育の実施のための職員の配置等を行い、個別に計画を立てて支援していきます。

⑥ 認定の見直し

保育・教育の提供やお子さんの発達に応じ、児童の状況に明らかに変化があり、認定の変更、又は取り消しが必要な場合には再度ご相談します。

認定後の説明

区福祉保健センターから認定の通知を受け取った保育・教育施設が、保護者に対して認定区分、助成金の使途等について説明するとともに、その後の保育・教育について説明します。

説明を受けた後、署名をお願いします。

署名をいただいた用紙の写しを、施設が横浜市に提出します。

【施設記入欄】

認定証番号： _____ 児童名： _____

保護者に、障害児、特別支援児保育教育対象児童の認定結果を説明しました。

【 】 障害児保育教育対象児童（加配区分 A・B・C）

【 】 特別支援保育教育対象児童

認定後の対象児童への保育教育における支援、助成金の使途について、保護者に説明しました。

助成金の使途：

_____ 区：施設名 _____ 施設長氏名（自署） _____

【保護者記入欄】 （確認後□にチェック☑と署名をお願いします）

障害児、特別支援児保育教育対象児童の認定結果を確認しました。

認定後の子どもの保育教育における支援、助成金の使途について、説明を受けました。

確認日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名（自署） _____

こ保運第825号
平成30年6月29日

保育・教育施設設置者 各位

こども青少年局保育・教育運営課長

保育・教育施設における障害児等の受入れ時の留意点について（通知）

各保育・教育施設におかれましては、日頃から、障害児等の受け入れにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

障害児等の受け入れにあたっては個々の児童が抱える事情も様々であることから、保護者や療育機関等と緊密に情報共有するとともに、保育士や看護師等の職員を加配するなどのご対応をいただいております。引き続き、一人ひとりに合った保育をしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、過去に保育時間中において、車いすを使用する児童を介助していた職員が離れた時に、他の児童が車いすを押して横転し、児童がけがをした事故も発生しています。車いすや補装具等を利用する児童に関しては、使用方法や注意点などについて園職員全員で共有し、安全面について十分に配慮していただきますようお願いいたします。

担当 こども青少年局保育・教育運営課 運営調整係

電話 045-671-2396

ファクス 045-664-5479

6 新型コロナウイルスの感染者が園で確認された場合の対応について

こ保運第2689号

令和2年10月2日

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について（その2）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる、保育所等における臨時休園等の対応につきましては、これまで「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について」（令和2年4月17日付 こ保運第374号）及び「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について」（令和2年7月22日付 こ保運第2118号）に基づきご対応をいただいているところですが、昨今の状況の変化等を踏まえ、区への報告基準等について、改定します。

修正後の各資料を送付しますので、今後は本通知に基づき園と本市（区及びこども青少年局）で調整のうえ対応してまいりますので、予め、御確認くださいようお願いいたします。

【主な変更点】

当初通知（4月17日）時点と比べ、PCR検査等の受診や濃厚接触者に特定されるケースが増加しています。迅速な対応を行うため、以下のとおり変更します。

	従来の取扱い	本通知による変更後
区への報告基準	<p><職員の場合></p> <p>①「<u>感染症帰国者・接触者相談センター等</u>」に相談をする段階。 <u>（①に至る前の発熱等の症状がある場合も区にご相談ください。）</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>③PCR検査の結果、陽性となった場合</p> <p><児童の場合></p> <p>①「<u>感染症帰国者・接触者相談センター等</u>」に相談をする段階。 <u>（①に至る前の発熱等の症状がある場合も区にご相談ください。）</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合</p> <p>③PCR検査の結果、陽性となった場</p>	<p><職員の場合></p> <p>①<u>新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合</u> ※無症状の職員が自主的に（保険適用外で）受診した場合を除く</p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合（同居家族が陽性になった場合など）</p> <p>③検査の結果、陽性となった場合</p> <p><児童の場合></p> <p>①<u>新型コロナウイルスにかかる検査を受診することが決まった場合</u></p> <p>②保健所から濃厚接触者に特定された場合（保護者が陽性になった場合など）</p> <p>③検査の結果、陽性となった場合</p>

次頁あり

<p>保護者への周知文について</p>	<p>保護者へのお知らせについて</p> <p>1 児童・職員が陽性になった場合 区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。</p> <p>2 関係者が濃厚接触者になった場合</p> <p>3 関係者がPCR検査受診の期間中園として周知が必要だと判断した場合、区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。</p>	<p>保護者へのお知らせについて</p> <p>1 児童・職員が陽性になった場合 区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。【変更なし】</p> <p>2 関係者が濃厚接触者になった場合</p> <p>3 関係者が新型コロナウイルスにかかる検査受診の期間中園として周知が必要だと判断した場合、区と園が文言を調整し、該当者の同意を得た上で保護者全員にお知らせを行う。</p> <p><u>ただし、2、3の場合には事前に送付しているひな型から①「園関係者」など感染者の特定につながる部分を修正する場合や、②登園自粛につながる可能性のある加筆を行う場合は、区と事前に文言の調整を行ってください。</u></p> <p><u>なお、文言の調整が不要な場合も、事後に区に保護者への周知文を送付してください。</u></p>
---------------------	---	---

【添付資料】

- (1) 保育所等における臨時休園の判断基準の改定について
 - 【別添】保育所等における新型コロナウイルスの区への報告基準
- (2) 新型コロナウイルスの対応フロー図
 - (職員の場合・在園児の場合・在園児の家族の場合)

<担当連絡先>
 保育・教育運営課：671-3564

保育所等における臨時休園の判断基準の改定について（その2）

令和2年10月改定

本基準については、保育所等という事業の性質に鑑み、こども青少年局として対応を整理したものです。なお、区への報告が必要な場合及び保護者への周知文を区に事前確認が必要な場合について、【別添】「新型コロナウイルスに係る区への報告基準等について」にまとめましたので、ご参照ください。また、対応方法等でご質問やご不安な点等がありましたら、所在区のこども家庭支援課にお問い合わせください。

1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合

(1) 保健所による行動調査前*

※行動調査：園関係者が検査の結果陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。

① 職員が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知※1】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を一時、完全休園。

② 在園児が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知※1】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【任意で保護者にお知らせ※2】

- ア 在園児の同居の家族（送迎実施者）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。
陽性となった在園児の家族と接触した保育士について、行動調査が終了するまで出勤を停止。
- イ 在園児の同居の家族（送迎の実施なし）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。

※1 保護者へのお知らせについて
園の運営に影響が出る場合には、①個人情報に配慮しながら、②該当者の同意を得るなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。
また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

(2) 行動調査終了後

① 職員が陽性の場合【区と調整の上、全保護者に周知】

<園の対応>

【職員又は園児に濃厚接触者がいる場合】

◎保健所の行動調査に基づく濃厚接触者は全員がPCR検査等（※末尾参照）を受診。

- ・PCR検査等の結果が出るまでの間は引き続き完全休園。
- ・PCR検査等の結果によって園の対応を決定。

ア 全員が陰性の場合：濃厚接触者の健康観察期間については、原則休園を継続しつつ、特に保育が必要な園児（濃厚接触者を除く）の保育の提供（※）。

イ 陽性者が出た場合：新たに行動調査を実施し、濃厚接触者の特定とPCR検査等を実施。濃厚接触者全員が陰性となるまでの間は引き続き完全休園。

※休園期間中の保育の提供は原則自園で行う。ただし、濃厚接触者に特定された職員が多く、当該園で保育が提供できない場合には、他園での代替保育を実施。

【職員又は園児に濃厚接触者がいない場合】

再開日を園と市で調整のうえ、保育を再開

<濃厚接触者に特定された場合の対応>

◎該当者全員がPCR検査等を受診。

- ・陽性になった場合、医療機関及び保健所の指示に従い、療養が終了するまでの間は登園・出勤を停止（就業制限）。
- ・陰性になった場合でも、保健所が指定する健康観察の期間は、登園・出勤を停止。

＜濃厚接触者に特定されない場合の対応＞

- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認できるまで、全員自宅待機。
- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認された場合、特に保育が必要な場合のみ登園・出勤可。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【任意で保護者にお知らせ^{※2}】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。

園内消毒を実施するなど、園運営に影響が出る場合、陽性となった該当者が特定されない形で、全保護者に周知。

2 関係者が濃厚接触者となった場合【任意で保護者にお知らせ^{※2}】

① 職員が濃厚接触者の場合

当該職員の出勤停止。

② 在園児が濃厚接触者の場合

当該子どもの登園停止。

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合 ※区への報告は不要です。

当該家族による送迎を停止。

3 関係者がPCR検査等受診の期間中【任意で保護者にお知らせ^{※2}】

① 職員が受診中の場合

② 在園児が受診中の場合

③ 在園児の家族が受診中の場合 ※区への報告は不要です。

診断が確定するまでは通常通り保育所を開所。

検査受診者は診断が確定するまで登園・出勤・送迎を停止。

※2 任意で保護者にお知らせについて

保護者全員へお知らせしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ることなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。

なお、事前に送付しているひな型から個人情報や登園の可否に係る部分を修正しない場合は、区との事前調整は不要です。事後で構いませんので、区に保護者への周知文を送付してください。

【PCR検査等について】

現在はPCR検査以外にも、抗原検査において陽性の検査結果が出た場合も同様の対応を行っています。

新型コロナウイルスに係る区への報告基準等について

1 新型コロナウイルス発生情報の報告基準

下表のとおりとしますが、報告不要な案件であっても、対応方法等でご質問やご不安な点等がありましたら、所在区の子ども家庭支援課にお問い合わせください。

対象者	有症状	PCR 検査または 抗原検査を受診	濃厚接触者に 特定	陽性
児童	不要	必要	必要	必要
職員	不要	必要	必要	必要
児童・職員の同居家族 (保護者等)	不要	不要	不要	必要
それ以外 (別居の親 族、保護者の同僚 等)	不要	不要	不要	不要※

必要※：無症状の職員が自主的に（保険適用外で）検査を行った場合は報告不要

不要※：児童や職員が濃厚接触者に特定された場合は必要

例) ①児童が濃厚接触者に特定された →要報告

②職員が風邪等の症状で休んでいる→報告不要（PCR 検査又は抗原検査を受ける段階で報告してください。）

③職員の別居の家族が陽性になった→報告不要（職員が濃厚接触者に特定された場合は報告してください）

④保護者の職場で陽性の人がいる →報告不要（対応に困った場合はご相談ください）

2 保護者への周知文の区への事前確認

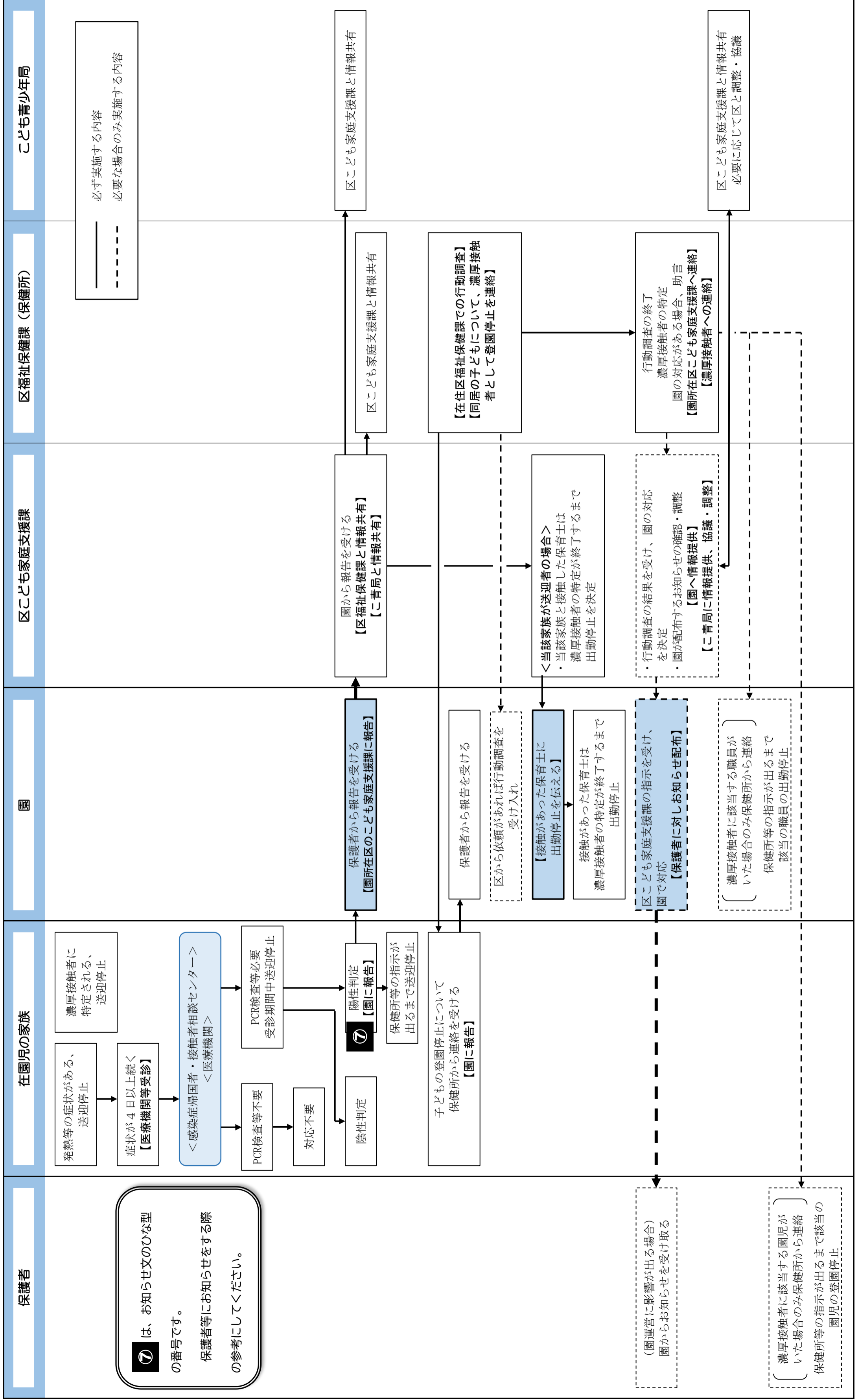
(1) 児童・職員が陽性の場合（休園の可能性あり）

必ず事前に区と調整のうえ、周知をしてください。

(2) それ以外（休園の可能性なし）

保護者周知は園が任意でご判断ください。周知を行う場合は、事前に送付しているひな型から①「園関係者」など感染者の特定につながる部分を修正する場合や、②登園自粛につながる可能性のある加筆を行う場合は、区と事前に文言の調整を行ってください。なお、文言の調整が不要な場合も、事後に区に保護者への周知文を送付してください。

保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：③在園児の家族の場合）



※実際の対応は、各園の皆さまと区が相談しながら進めてまいりますので、参考までにご覧いただけますようお願いいたします。

令和2年10月版 横浜市こども青少年局保育・教育運営課

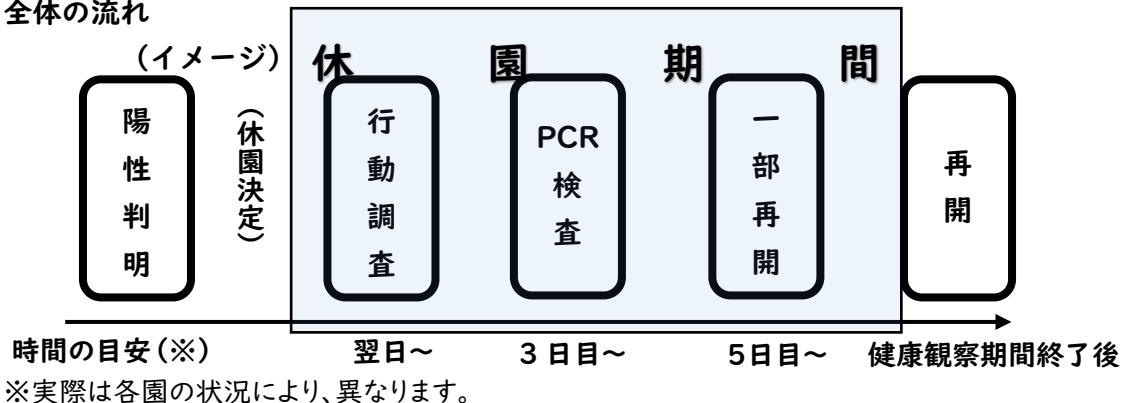
新型コロナウイルスの感染者が園で確認された場合の対応について

園で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、臨時休園や保健所の行動調査へのご協力等様々な対応が必要となり、園の皆様もご不安なお気持ちでいらっしゃると思います。

これまでの本市における対応事例を踏まえ、予め、各園の皆様が今後の見通しをお持ちいただけるよう、休園から保育再開までの全体の流れ(イメージ)をお示するとともに、それぞれの場面に応じて各園で必要な対応をご案内します。

具体的な対応は、状況に応じて区と各園の皆さまと相談しながら進めていきます。

1 全体の流れ



- (1) **陽性判明** 園児または職員の陽性が判明した場合、まずは 園から区に一報をお願いします。 園からのご連絡を受け、市として速やかに休園を決定します。
- (2) **行動調査** 次に、保健所が陽性になった人が園でどのように行動していたのか等を調査し、濃厚接触者を特定します。園は、保健所の調査への協力をお願いします。
- (3) **PCR検査** 濃厚接触者は感染しているリスクが高いため、PCR検査を受けます。なお、感染源や潜在的な感染の範囲を把握し感染拡大を防止するため検査対象を広げて検査する場合があります。園は、施設消毒等を再度実施し、保育の一部再開の準備をお願いします。
- (4) **一部再開** PCR検査の結果、これ以上園でコロナウイルスの感染者が出る可能性が低いと判断できる状態になったら、濃厚接触者でない保育士が、濃厚接触者以外の特に保育を必要とする園児のために、一部保育を再開します。
- (5) **再開** 濃厚接触者の健康観察が終了したら、保育を通常通り再開します。

2 対応の詳細・注意点等

(1) 陽性が判明した時点での対応【判明当日】

ア 区への第一報

陽性となった方の【氏名、住所、年齢、最終登園(出勤)日、症状が出始める2日前からの登園(勤務)状況】について、区こども家庭支援課へ連絡をお願いします。こども青少年局としても、事実確認や情報把握を行い、速やかに休園を決定します(※)。

※感染性のある期間での出勤や登園がないこと等が確認された場合には、休園にしない場合があります。

イ 保護者に一旦休園する旨をお知らせ

この時点では休園の終期が決まっていないので、一旦休園する旨、利用料については日割り対象になる旨を保護者にお知らせしてください。

※ひな型を区から提供します。区と調整のうえ、保護者へご案内ください。

ウ 行動調査の準備

陽性となった方の症状の出始める 2 日前、もしくは検査日の 2 日前までについて、園児・職員全体の登園・出勤状況のわかる名簿や、保育の実施状況(※)を整理してください。

※具体的には保健所からの依頼に従ってください。

(2) 行動調査に伴う対応【2日目】

ア 休園期間の確認

行動調査の結果、濃厚接触者に特定された方の健康観察が終了するまでの期間が、原則として休園期間となりますので、区と休園期間の確認をお願いします。

(この間の利用料については、日割り計算の対象になります。)

イ 保護者に休園期間をお知らせ

休園期間について、保護者へお知らせしてください。

※ひな型を区から提供します。区と調整のうえ、保護者へご案内ください。

ウ 一部再開に向けた準備

濃厚接触者のPCR検査の結果が出た後、休園期間中においても、特に保育を必要とする園児のために一部、保育の再開をお願いしています。

このため、検査の終了後ただちに、園においては、保健所の指示等に従い、感染の確認された人が滞在した部屋や触れた可能性のある場所の消毒を行うなど、速やかに一部再開に向けて準備を進めてください。

(3) 一部再開【概ね5日目～】

濃厚接触者のPCR検査の結果、園内に新たな濃厚接触者が特定されなければ、休園期間自体は継続したうえで、特に保育を必要とする園児のため保育を再開します。

一部保育は濃厚接触者に特定されなかった園児を、濃厚接触者に特定されなかった保育士が保育します。全ての保育士が濃厚接触者に特定された場合など、一部保育の提供が困難な場合は、区と調整をお願いします。

なお、(4)保育の再開までの期間については、利用料が日割り計算の対象になりますので、一部保育を利用しなかった園児については利用料が返還されます。

(4) 保育の再開

濃厚接触者の健康観察期間が終了した段階で、保育を全面的に再開します。

また、休園期間中の利用料の日割り計算への対応が必要ですので、区の依頼へご協力くださいますようお願いいたします。

具体的には各区と各園の状況に応じて相談しながら進めていきます。
ご不明な点などありましたら、随時ご連絡ください。

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等（※）の 人員基準の取扱いについて（通知）

※ 認可保育所、幼保連携型認定こども園、
地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

令和3年1月7日に政府による緊急事態宣言が出され、本市においては1月8日付で「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」（こ保運第3865号）でお示した通り、保育所等については原則開所をお願いしております。

こうした状況の中で、各園においては、保育士の確保や配置にご負担がかかっていると認識しております。一方で、緊急事態宣言が発出された後も、市内保育所等においても園関係者の感染が確認され、休園となった園も多くあり、その中には、職員の方が子どもの育ちを支える責任感などから体調不良のなか勤務していた例もあります。

感染拡大のなかで、新型コロナウイルス感染症の発生に関連して、保育士等が自宅待機をしたことなどにより、通常の職員配置ができない場合については、これまで令和2年2月26日付「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）」（こ保人第1356号）に基づきご対応いただいていたところですが、昨今の状況の変化等を踏まえ、改めて本市の考え方をお示します。今後には本通知に基づいてご対応いただきますようお願いいたします。

【横浜市としての考え方】

○新型コロナウイルス感染症の発生に関連して（※1）保育士等が自宅待機をしたこと等により、本市基準の職員配置ができない場合においても、指導の対象とはしません（※2）。

※1 保育士が家族の感染等により濃厚接触者に特定された、発熱や呼吸器症状がある等

※2 指導の対象とはしませんが、各園の児童や保育士の状況を勘案し、クラス編成の工夫をするなど、安全な保育が確保できるよう、ご配慮ください。

○職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合（国基準を満たすことが困難である場合等）は、今後の園運営の支援策等について検討いたしますので、保育・教育運営課（下記担当者）まで速やかにご相談ください。

【参考通知】

○「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）」
（令和2年2月26日こ保人第1356号）

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載し、随時更新しておりますので、そちらもご活用いただけますよう、お願いいたします。

※ 市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>

保育・教育運営課：045-671-3564

担当 古賀・鈴木・高橋

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育人材課長
保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の
人員基準の取扱いについて（通知）

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記につきまして、厚生労働省より事務連絡が発出されましたので、周知いたします。それに
伴い、横浜市としての考え方を整理しましたので、ご確認ください。

令和2年2月25日 厚生労働省子ども家庭局保育課（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（抜粋）

「今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人
員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用につ
いては、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で」運営を行ってください。

【横浜市としての考え方】

- 保育所等の職員については、別途送付した「保育所等における感染拡大防止のための留意点につ
いて」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）に基づき、勤務の管理を行ってください。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に関連して保育士等が自宅待機をしたことなどにより、通
常の職員配置ができない場合においても、指導の対象とはしません。
※なお、各園の児童や保育士の状況を勘案し、クラス編成の工夫をするなど、安全な保育が確保でき
るよう、ご配慮ください。
※職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合は保育・教育運営課（下記担当者）まで
ご相談ください。

【国通知】

- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」
（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）
- 「社会福祉施設等における職員の確保について」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月17日）
- 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載し、随時更新しておりますので、そちらもご活用いた
だきますよう、お願いいたします。

【保育・教育施設における感染症対策について】

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育・教育の質向上
>感染症対応>保育・教育施設における感染症対策について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

【新型コロナウイルスに関連した肺炎について】

※横浜市役所のトップページにリンクがあります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>

保育・教育人材課 担当：宮本・柴崎（TEL 045-671-2397）
保育・教育運営課 担当：古賀・鈴木（TEL 045-671-2427）

事務連絡
令和2年2月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における職員の確保について

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市
中核市
保 育 担 当 部 (局)
地域子ども・子育て支援事業担当部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における感染拡大防止のための留意点について

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

休園した保育所等の保育再開の取組への補助について【新規】

1 趣旨

職員又は園児の新型コロナウイルス感染症の感染確認に伴い休園した園において、休園期間中に実施する感染防止対策等の取組に係る経費を支援することにより、児童・職員・保護者の安心を確保し、速やかに保育再開につなげることを目的とします。

2 本事業の対象期間

令和2年12月17日～令和3年3月31日

3 対象施設

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、市型預かり保育実施幼稚園、2歳児受入れ実施幼稚園、及び認可外保育施設（施設型）

4 補助条件（①②をともに満たす場合）

①職員または園児に感染が確認され休園した施設であって、保健所の調査の結果、園内で濃厚接触者が特定された施設（※1）

※1 最初の感染確認により一旦休園した場合でも、保健所の調査の結果、園内に濃厚接触者が確認されなかった施設は対象となりません。

②休園期間中、市が指定した日（※2）から2営業日以内に、濃厚接触者以外の児童へ保育を再開した施設

ただし、特段の事情のあり保育を再開できない場合を除く（※3）

※2 原則として、市から次のタイミングで保育再開を依頼します。

- ・濃厚接触者の検査が全て終了し、陽性者が出なかった場合
- ・検査の結果陽性者が出たものの、新たな濃厚接触者が出なかった場合

※3 多くの保育士が濃厚接触者となった等の理由により、保育再開が困難な場合 等

5 対象経費・上限額・補助率

(1) 対象経費

施設が行った保育再開に向けた取組（※1）に要した経費（※2）

※1 休園した日から概ね3週間に完了・納品があったもの

※2 令和3年3月31日までに支払いが完了しているもの

- (例)・専門業者による消毒等の委託費用
- ・消毒用品等の物品購入費用
 - ・パーテーション等の備品購入費用
 - ・園判断による職員・園児のPCR検査費用 等

保健所の指示に基づく取組に限らず、任意で行う保護者の安心感醸成や職員の負担感軽減につながる取組も対象とします。

(2) 補助対象経費の上限額

1回の休園につき、100万円

(3) 補助率

3/4（上限100万円の場合、75万円）

手続き等詳細は、今後休園となった施設に、市から個別に御案内します。

～参考～

保育士の多くが濃厚接触者となった場合等保育再開できない場合の利用者への支援

○近隣園等での一時保育の調整

新規○ベビーシッター等を利用した場合の利用料を保護者へ補助（令和2年12月17日～）

7 災害への備え・対応

<事前の備えについて>

横浜市では、「横浜市防災計画」を策定し、市民、地域及び行政の防災上の役割を示しており、「市民及び事業者の基本的責務として、食料・水やトイレパック等の備蓄をするとともに、市や県の実施する震災対策について協力するよう努めること」とされています。

「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」や「学校保健安全法」において、非常災害に対する具体的な計画を立てることや、これを踏まえた訓練をすることが求められています。

各園で災害時に備え、食料等の備蓄品を準備するとともに、防災資器材の点検を含めて、子どもを守るための環境の整備や安全な避難をするための避難訓練を実施していただきますようお願い致します。

また保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日告示）、幼稚園教育要領解説（平成 30 年 2 月）においては、災害への備えに関して、「地域の関係機関等との連携」が追加されていることから、園や地域の状況に合わせての対応を図るよう、お願い致します。

○防災訓練

認可保育所・地域型保育事業	幼稚園・認定こども園
月 1 回	年 2 回

○いろいろな訓練の例

- ・緊急地震通報に対応する訓練
- ・地震動を感知し、身の安全を守る訓練
- ・地震動収束後、より安全な場所に移動する訓練
- ・保護者への引き渡し訓練
- ・火災に対する避難訓練
- ・津波に対する避難訓練※
- ・風水害に対する避難訓練※

※施設の立地状況に応じた内容で適切に行う事

○備蓄等の充実

「横浜市防災計画」では、最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実状に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資器材等の備蓄を行うよう規定しています。

また、保育・教育施設における特有の生活必需品（オムツなど）、食料ではミルクや、アレルギー児童の食料も考慮しながら備蓄をしましょう。

<災害発生時（風水害）の対応について>

こ保運第 1744 号

令和 2 年 7 月 3 日

各保育・教育施設
設置者・施設長・園長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

先の「令和元年台風 15 号」（令和元年 9 月）及び「令和元年台風 19 号」（同年 10 月）においては、首都圏で鉄道の計画運休等が行われ、市からの通知に基づき、各園においては、園児を安全に保育できない状況がある場合は、休園や開所時間の短縮等の対応を行っていただきました。

今後の台風等の非常災害時（風水害）においても、避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休、施設の被害等により、園児を安全に保育できない状況が発生することも考えられることから、非常災害時（風水害）における保育所等（※）の対応について、別添のとおり基本的な考え方をまとめました。令和 2 年 7 月からこの考え方に基づき、取り扱うこととしますので、御確認いただき、各園において御対応をお願いします。

また、基本的な考え方において示しているとおり、保育所等の所在地により一部基準や対応に違いがあります。そのため、保護者の皆様向けの資料も 2 種類作成しておりますので、各園の設置状況に合致した別添配布資料を用いて、保護者の皆様に周知をお願いいたします。

※保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業、横浜保育室（0～2 歳児クラス）

<補足事項>

自園が土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域に含まれているかどうか確認したい場合は、下記ホームページでご確認ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>（横浜市 わいわい防災マップ）

なお、対象区域の園においては、避難確保計画の策定が必要です。避難確保計画及び施設掲示用避難確保計画概要版が未提出の園は、速やかにご提出ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>

（水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について）

連絡先：

こども青少年局保育・教育運営課

古賀、井上

電話 045-671-3564

F A X 045-664-5479

非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

1 休園等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休園等とする場合

気象警報の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する施設と②それ以外の区域に所在する施設ごとに、次表により休園等の対応をお願いします。

①土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する施設の対応

	特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
避難情報（※1）あり ○災害発生情報 ○避難勧告・指示 ○避難準備・高齢者等避難開始	<u>休園</u>	<u>休園</u>	<u>休園</u>
	在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）		
避難情報 なし	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※3）</u>	/

②土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域以外に所在する施設の対応

特別警報 （大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとってください。（※2）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※3）</u>

- ※1 土砂災害計画区域や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。
- ※2 園児や職員の安全の確保を図った後、区こども家庭支援課へ連絡してください。
- ※3 要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡してください。
区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、FAXやメールにより連絡してください。

(2) 保育従事者の配置状況により休園等とする場合

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に、特別警報の発令が想定されている状況等※において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園としてください。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園の判断で、保護者に対して登園自粛やお迎えの要請を適宜行うことができます。

※今後の気象情報等については、下記の気象庁のホームページ（神奈川県東部の早期注意情報）を参考にしてください。

【URL】 https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_1410000.html

保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置ができない場合
休園してください。（※1）	<u>園の判断で登園自粛やお迎えの要請を行うことができます。（※1）</u>

- ※1 休園する場合や要請を行う際は、予め区こども家庭支援課に連絡をしてください。
区役所の休庁日や業務時間外(17:00～翌日 8:45)は、FAXやメールにより連絡してください。

2 保護者や区子ども家庭支援課等との連絡体制の確保

(1) 保護者への連絡体制の確保

ア 年度初め等に、緊急時の引き渡し者について、保護者から書面等で確認してください。また、避難時の持ち出しに対応できるよう改めて御準備をお願いします。

イ 避難行動等を行う場合は、緊急メール等で保護者に避難先をお知らせください。

(2) 区子ども家庭支援課等との連絡体制の確保

休園した場合や、登園自粛の協力依頼を行ったことにより、登園する園児が一人もいない場合においても、区子ども家庭支援課と連絡が取れる体制を確保してください。

3 開所中の情報収集及び避難行動にあたっての留意点

○開所中も、気象情報や避難情報等を随時収集し、各園の所在する地域に避難勧告（警戒レベル3）以上が出された場合は、各園が避難確保計画で予め定めている場所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請してください。

○保護者のお迎えまで、園児を安全に預かることができる体制を確保してください。災害対応業務への従事や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様です。

○土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する施設が指定された避難所に避難する際は、持ち出し物品や保護者との連絡先等の書類を持参する必要があります。

これらの施設については、市防災計画にて作成を義務付けられている避難確保計画のひな形に避難確保資機材一覧が示されているので、これを参考に準備をお願いします。

また、上記の区域に所在していない施設についても、地震などの大規模災害時を想定した避難時の持ち出し物品に、風水害も想定した物品を加えるなどしてください。

4 保育の再開及び停電による断水等による休園等

台風等が通過した後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確認したうえで、受け入れを開始してください。

また、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難であると施設長が判断する場合は、休園としてください。

休園とする場合は、保護者への連絡を行ったうえで、速やかに区子ども家庭支援課へ報告をお願いします。保育再開やその時期、再開までの代替保育の提供に係る調整を区子ども家庭支援課と園で行ってください。なお、被害状況によっては、代替保育の提供ができないことも想定されます。

5 園の被害状況の報告のお願い（※依頼させていただく場合は、別途御連絡します。）

園児の保育の確保状況を把握させていただき、状況によっては対応を検討する必要がありますため、園から区子ども家庭支援課に対し状況の報告をお願いする場合があります。

報告方法や内容、期日等については、別途依頼しますので、その際は、お手数をおかけして申し訳ありませんが御協力をお願いします。

6 本市からの情報提供

非常災害時の対応については、この考え方に基づくもののほか、メール及びファクスでも御連絡しますが、確実に御確認・御対応いただくため、市のホームページも随時御確認ください。

【「保育・教育 お知らせ 横浜市」で検索してください】

保護者の皆様

(土砂災害警戒区域や洪水等による
浸水想定区域に所在する施設をご利用の方)

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、今後の対応について下記 1～3 のとおり考え方を整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、大規模な災害が発生した際、園への送迎が困難になることが想定されます。下記の対応によらず、可能な限り、登園を控える・お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。

また、発災中の送迎等については、園との事前の取り決めを確認し、安全を確保したうえで行ってください。

1 避難情報等が発令されている時の対応

	特別警報(大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	警報・注意報以下
避難情報(※1)あり ○災害発生情報 ○避難勧告・指示 ○避難準備・高齢者等避難開始	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。
避難情報 なし	<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。</u>	

※1 即時避難勧告対象区域(土砂災害計画区域の一部)や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長(又は市長)が発令します。

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

3 保育所等において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、施設から保護者の皆様へご連絡を行います。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育運営課

TEL：045-671-3564

FAX：045-664-5479

保護者の皆様

(土砂災害警戒区域や洪水等による
浸水想定区域以外に所在する施設をご利用の方)

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における保育所等の対応について

日ごろから、本市の保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

台風等の風水害が発生した際、鉄道の計画運休や施設の被害などにより、安全に保育ができない場合を想定し、今後の対応について下記 1～3 のとおり考え方を整理しましたので、ご連絡いたします。

なお、大規模な災害が発生した際、園への送迎が困難になることが想定されます。下記の対応によらず、可能な限り、登園を控える・お迎えを早めに行う等のご協力をお願いいたします。

また、発災中の送迎等については、園との事前の取り決めを確認し、安全を確保したうえで行ってください。

1 気象警報等が発令されている時の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合
<u>休園</u> 在園児がいる場合は避難行動をとります。	<u>園から登園自粛やお迎えのお願いがあった場合、対応が可能であればご協力をお願いいたします。</u>

2 交通機関の計画運休等に伴い、保育士の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、公共交通機関の計画運休が想定される場合や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休園になります。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育士配置が困難である場合は、園から保護者の皆様へ、登園自粛やお迎えのお願いを行います。対応が可能であればご協力をお願いします。

3 保育所等において、停電による断水等が発生している場合の対応

気象警報等の解除後の保育の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認したうえで、保育を再開します。しかし、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難な場合は休園します。休園とする場合は、施設から保護者の皆様へご連絡を行います。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育運営課
TEL：045-671-3564
FAX：045-664-5479

＜横浜市保育所等災害復旧費補助金について＞

台風等自然災害で施設に被害が発生した場合、早期に施設を復旧し、児童の処遇を守るための補助金制度があります。補助金交付にあたっては、施設から申請をいただき、本市及び国が審査・調査を行います。調査等の結果、対象とならない場合もあります。

下記は主な要件等です。詳細は添付の要綱をご覧ください。

なお、審査にあたっては、災害との因果関係や見積の妥当性等がポイントとなりますのでご注意ください。

(補助金申請にあたっての要件等)

対象施設：社会福祉施設

(認可保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園(幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分※幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く))

※災害復旧にかかる費用が40万円以上発生している施設

※備品や改良のための費用は対象となりません。

提出書類：協議書

※被害箇所がわかる図面、写真、見積書(できれば3者)を添付。

写真は、安全を確保されたのち、被害状況が把握できるよう、できるだけ詳細に撮影をして下さい。

※複数の見積もりではない場合、金額が適正だと判断した理由について説明を求められます。

検査内容：・提出された書類検査及び、200万円以上の被害の場合は現地調査の可能性がありません。

・発生した災害の概要について、風速や雨量のデータを用いて説明を求められます。合わせて、それらの災害と生じた被害の因果関係についても説明が必要となります。

補助額：被害額の3/4

※賃貸の物件は補助の対象外です。

災害被害からの復旧にかかる費用については、あらかじめ貸主とご確認いただくほか、保険の利用を検討してください。

※災害の備えとして、日頃から施設に破損などがないか確認・修繕を行うなど、適切な維持管理を心掛けてください。

《参考1》

○横浜市防災計画（震災対策編） 抜粋

第8章 災害に強い地域づくり

第4節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

(1) 地震防災応急計画の策定

施設管理者は、地震発生時に円滑な災害応急対策が展開できるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し、職員等へ周知徹底を図ります。

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、年2回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月1回）行われる避難訓練のうち1回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に促した訓練の実施に努めます。

(4) 備蓄等の充実

施設管理者は、地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実状に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

また、特別避難場所となる施設は、要援護者の受入れに必要な物資を備蓄するほか、緊急連絡用機器等の整備としてファックス等複数の通信手段と自家発電装置を整備するとともに、代替伝達手段としてのバイク、自転車等を整備します。

3 地域との連携強化

(1) 応援協定等の締結

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することや臨機に対応することが困難で、人の介助が必要な要援護者も多いため、震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠です。

このため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

(2) 広域的な応援体制の整備

施設種別や在宅サービスの種別又は専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と震災時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

第6章 市、市民及び事業者の基本的責務

第1節 市の責務

市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、市民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、市は、市民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するため

の体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、市や県の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めることが必要です。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(非常災害の対策)

第6条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

○学校保健安全法

(危険等発生時対処要領の作成等)

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

○保育所保育指針 抜粋

第3章 健康及び安全

4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

ア 火災や地震などの災害発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。

(3) 地域の関係機関等との連携

イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

《参考2》

横浜市保育所等災害復旧費補助金交付要綱

制 定 令和2年8月18日（副市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震、その他異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧にかかる費用について、費用の助成をすることにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設の利用者等の福祉を確保することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 本要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年08月22日法律第65号）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

(1) 児童福祉法に規定する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。）、小規模保育事業、事業所内保育事業所

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

（補助対象経費及び限度額）

第4条 この要綱における補助対象経費は、施設の災害復旧にかかる費用が400,000円を超えている施設において発生した費用を対象とする。ただし、次の各号に掲げる費用については補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）

- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
 - (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - (6) その他災害復旧費として適当と認められない費用
- 2 本補助金は予算の範囲内で交付する。

（補助金の算定）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じたものとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市保育所等災害復旧費補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、横浜市保育所等災害復旧費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市保育所等災害復旧費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への報告に用いる書類は、横浜市保育所等災害復旧費補助金事業実績報告書（第4号様式）により行うものとする。

2 前項の報告書は、市長の定める日までに提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育所等災害復旧費補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市保育所等災害復旧費補助金請求書（第6号様式）により行わなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第13条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、第3条2項の各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第14条 補助事業者は、横浜市保育所等災害復旧費補助金の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合は、原則として、2者以上の見積書の徴収又は入札を行うこと。

(財産処分の制限)

第15条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなる

ために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）を準用する。

（関係書類の保存期間）

第16条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5年とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は令和2年8月18日から施行する。

8 土曜日共同保育の変更点について

待機児童解消までの緊急的な取組の一つである、土曜日共同保育について、一部改正を行いましたのでお知らせします。

国の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」が、一部改正が行われ、横浜市も国に準じて要綱及び様式の一部要綱改正を行いました。

さらに、押印を求める手続の見直し等に伴い、こちらも合わせて一部様式の改正を行いました。詳細については、下記をご覧ください。

【変更内容】

(1) 企業主導型保育施設を対象施設に追加

職員配置の充実等を図り保育所の質向上に努めるため、国基準よりも厳しい職員の配置等を求めています。

これを踏まえ、企業主導型保育施設が実施園として実施する場合の職員配置は、依頼園の職員配置に準じることとします。

(2) 押印の一部省略

土曜日共同保育年間契約書及び土曜日共同保育廃止届の実施園の押印を省略します。

【施行日】

令和3年4月1日

お問合せ先 保育・教育運営課運営指導係 電話 045-671-3564

1 土曜日共同保育実施概要

(1) 用語

ア 土曜日共同保育

自園の土曜日保育を必要とする児童だけではなく、平日に市内の他の施設・事業所(※)に在籍している児童も受け入れて行う共同保育(以下、「共同保育」という。)

※特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び**企業主導型保育施設**(以下、「施設・事業所」とする。)

イ 実施園

共同保育を実施する施設・事業所

ウ 依頼園

共同保育を実施園に依頼し、土曜日に閉所する施設・事業所

(2) 主な実施条件 ※詳しくは土曜日共同保育に関する要綱・FAQをご覧ください。

ア 保護者同意を得ていること(実施園・依頼園の全ての児童の保護者に対する説明及び書面同意)

イ 施設間による実施体制等が整っていること(職員配置、保育内容、給食、安全対策・緊急対応、費用負担等)

ウ 実施園の運営基準・配置基準を遵守すること

但し、企業主導型保育施設が実施園として実施する場合の職員配置基準については、依頼園に準ずること

エ 職員の配置にあたっては、実施園の保育士を常時1名以上配置すること。また、依頼園の児童の保育の安定等に配慮するため、原則として依頼園の保育士を1名以上かつ4時間以上、実施園に配置すること

※上記「エ」の保育士は、下記のとおり読み替えます。

- ・幼保連携型認定こども園においては保育教諭
- ・小規模保育事業B型においては保育士又は保育従事者
- ・小規模事業C型及び家庭的保育事業においては家庭的保育者又は家庭的保育補助者

オ 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施園及び依頼園が負担し、保護者に転嫁しないこと

カ 実施園の開所時間は、11時間以上とすること

(3) 土曜日共同保育を実施する場合の流れ

ア 施設・事業所間で、実施に向けた打合せ、合意

イ 保護者全員への説明、同意、利用児童の確認

ウ 区こども家庭支援課へ年間計画書を提出 ※保護者同意後に提出してください。

エ 施設・事業所間で、実施に向けた最終的な確認を行ったうえで、土曜日共同保育を実施

(4) 実施する際の届出について

実施園は、開始する月の前月10日までに実施園の所在する区のこども家庭支援課へ年間計画書(第1号様式)の提出をお願いします。保育所の本園と分園で実施する場合も提出をお願いします。

※実施園と依頼園の所在区が異なる場合は、計画書の写しを依頼園の所在する区のこども家庭支援課へ送付してください。

※次年度以降も実施する場合は、毎年度届出が必要となります。（4月から実施の場合は、3月10日までに、提出してください。）

(5) 公定価格、延長保育事業費の取扱い

ア 常態的に土曜日に閉所する場合の減算について

原則として土曜日は11時間開所をお願いしています。そのため、土曜日11時間以上の開所を標榜しない場合（区に提出する「横浜市延長保育実施（変更）届」の土曜日開所時間が11時間未満）は、公定価格が減算となりますが、土曜日11時間以上開所の園において毎週土曜日を共同保育で受け入れた場合は、依頼園側も公定価格が減算にはなりません。ただし、「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については、開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、閉所日数に応じ公定価格が減算されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、閉所しているものと取り扱われます。

イ 延長保育事業費（延長保育事業助成）

延長保育実施加算（土曜）：実施園のみ加算対象となります。

※依頼園及び企業主導型保育施設は、対象外です。

2 要綱・様式・FAQについて

共同保育実施要綱及びFAQについては、こども青少年局ホームページ内の該当ページ（下記アドレス）をご確認ください。届出様式もこちらよりダウンロードするようお願いします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/youkou.html>

制度に関するお問合せ

保育・教育運営課運営指導係

電話 045-671-3564

土曜日共同保育年間計画書の提出先

各区こども家庭支援課（実施園所在区）

年度 土曜日共同保育年間計画書（届出・変更）

年 月 日

横浜市 区福祉保健センター長

(届出者)

施設所在地

施設・事業名

代表者（職氏名）

土曜日共同保育に関する実施要綱に基づき、次のとおり 年度 土曜日共同保育年間計画について（届出・変更）します。

○実施園の概要

施設名称	
所在地	
設置主体(法人名)	
施設長名	
施設種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設
施設の面積	保育室 m ² 園庭 m ² ※基準緩和あり・なし
利用定員	0歳 人、1歳 人、2歳 人、3歳 人、4・5歳以上 人
土曜日の開所時間	短時間 標準時間 延長保育
実施園在園児の土曜日の最大利用児童数 (計画書提出月の前月)	0歳 人、1歳 人、2歳 人、 3歳 人、4・5歳以上 人
保護者同意	<input type="checkbox"/> 実施園の全ての児童の保護者の同意を得ています。

○土曜日の共同保育の概要 ※依頼園の詳細は、次項に記入

依頼園1	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設
依頼園2	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設
依頼園3	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設
実施園・依頼園の土曜日の合計最大利用児童 (予定)	0歳 人、1歳 人、2歳 人、 3歳 人、4・5歳以上 人
必要面積	保育室 m ² 園庭 m ²

設備基準・職員配置	<input type="checkbox"/> 設備基準・職員配置基準を遵守することを確認しています。
施設・事業者間での契約書等の締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
施設・事業者間での費用負担発生の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
施設・事業者間での児童情報の引継方法	
保護者同意	<input type="checkbox"/> 依頼園の全ての児童の保護者の同意を得ていることを確認しています。
土曜日共同保育開始日	年 月 日

○依頼園 1 の概要

施設名称		印
所在地		
設置主体（法人名）		
施設長名		
施設種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設	
土曜日の最大利用児童数（予定）	0歳 人、1歳 人、2歳 人、3歳 人、4・5歳以上 人	
保護者同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者の同意を得ています。	

○依頼園 2 の概要

施設名称		印
所在地		
設置主体（法人名）		
施設長名		
施設種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設	
土曜日の最大利用児童数（予定）	0歳 人、1歳 人、2歳 人、3歳 人、4・5歳以上 人	
保護者同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者の同意を得ています。	

○依頼園 3 の概要

施設名称		印
所在地		
設置主体（法人名）		
施設長名		
施設種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（ ） <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設	
土曜日の最大利用児童数（予定）	0歳 人、1歳 人、2歳 人、3歳 人、4・5歳以上 人	
保護者同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者の同意を得ています。	

○責任体制や緊急時の連絡体制、職員配置、保育内容、給食、安全対策、費用負担等

各項目の実施方法等を具体的に記載してください（必要に応じ、資料添付可）。また、施設・事業者間で取り交わしている文書（写）や保護者への説明資料も必ず、添付してください。

1 責任体制
2 緊急時の連絡体制
3 共同保育における職員配置
4 保育内容（デイリープログラム等）
5 給食・おやつ等の提供内容
6 安全対策
7 施設間の費用負担
8 その他

年度 土曜日共同保育廃止届

年 月 日

横浜市 区福祉保健センター長

(届出者)

施設所在地

施設・事業名

代表者（職氏名）

土曜日共同保育に関する実施要綱に基づき、 年度 土曜日共同保育廃止届を提出します。

1 対象となる実施園

施設名称	
所在地	
設置主体（法人名）	
保護者説明・同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者に説明し、共同保育を利用する児童の保護者から同意を得ています。

2 対象となる依頼園

依頼園 1	施設名称		印
	所在地		
	設置主体（法人名）		
	保護者説明・同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者に説明し、共同保育を利用する児童の保護者から同意を得ています。	
依頼園 2	施設名称		印
	所在地		
	設置主体（法人名）		
	保護者説明・同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者に説明し、共同保育を利用する児童の保護者から同意を得ています。	
依頼園 3	施設名称		印
	所在地		
	設置主体（法人名）		
	保護者説明・同意	<input type="checkbox"/> 全ての児童の保護者に説明し、共同保育を利用する児童の保護者から同意を得ています。	

3 廃止日

年 月 日（土曜日共同保育を終了する最終日の日付）

4 廃止理由

--